

吳市教育委員会議題  
(令和4年12月20日定例会)

吳市教育委員会



令和4年12月20日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 報告第34号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
- 4 報告第35号 呉市立呉高等学校の令和5年度入学者選抜実施要項について
- 5 教議第55号 呉市立小学校及び中学校通学区域審議会条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について
- 6 教議第56号 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 7 教議第57号 呉市教育委員会就業規定等の一部を改正する訓令の制定について
- 8 教議第58号 呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 9 教議第59号 呉市教育委員会職名及び辞令式規則等の一部を改正する規則の制定について
- 10 報告第36号 呉市立天応学園の校歌及び校章について
- 11 報告第37号 令和4年度教育費補正予算について
- 12 教議第60号 臨時代理の承認について（令和5年度教育費予算）



## 1 概要

令和4年度（4月1日～12月16日まで）

発生した学校	臨時休業を 実施した学校	陽性となった 学校関係者
小 1733 校	小 333 校	児童 3487 名
中 952 校	中 141 校	生徒 1669 名
高 77 校	高 17 校	教職員 306 名
のべ 2762 校	のべ 491 校	計 5462 名

## 2 学校の対応について

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた呉市立小中高等学校の対応について」で示した、各校の感染状況（[A]～[C]）に応じた対策を終了する。

## (1) 給食等の食事をする場面

- ・会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要です。（衛生管理マニュアルVer. 8）
- ・座席の配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話を行うことも可能ですので感染状況も踏まえつつ、地域の実情に応じた取り組みを検討する。（令和4年11月29日付け文部科学省事務連絡）

## (2) 授業

- ・可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。（衛生管理マニュアルVer. 8）



呉市立呉高等学校の令和5年度入学者選抜実施要項について

1 新しい入学者選抜制度の四つのポイント

(1) 主体的に志望校を選択

全ての高等学校で入学者選抜実施内容シートを作成する。・・・別紙1

(2) 調査書を簡素化

記載内容を選抜に必要な項目のみとする。・・・別紙2

(3) 入学者選抜に係る期間を短縮

「選抜（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）」を「一次選抜・二次選抜」とする。・・・別紙3

(4) 受検生全員に「自己表現」を実施

「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」がどれくらい身に付いているかをみる。・・・別紙4

2 令和5年度入学者選抜実施要項

(1) 一次選抜

日程

県外等からの出願許可願受付	12月13日（火）～1月6日（金）正午
出願登録	1月25日（水）～2月10日（金）正午
志願変更（出願登録取下げ・再登録）	2月14日（火）～2月20日（月）正午
調査書等提出	2月14日（火）～2月21日（火）正午
学力検査・自己表現等	2月27日（月）～3月1日（水）
追検査	3月6日（月）
合格者発表	3月9日（木）13時30分

ア 入学定員：160人

特色枠40人（25%）、一般枠120人（75%）

イ 出願方法：インターネット出願

特色枠と一般枠のどちらか一方を選んで出願するものではない。

調査書の提出は紙ベースで郵送又は持参

ウ 志願者数の公表：学校ホームページ

出願登録後 令和5年2月10日（金）15時

志願変更後 令和5年2月14日（火）～17日（金）毎日16時30分

令和5年2月20日（月）15時

エ 学力検査・自己表現等日程

学力検査 令和5年2月27日（月）

自己表現 令和5年2月28日（火）

面接 令和5年2月28日（火）

予備日 令和5年3月1日（水）

オ 合格者の決定

配点の比重

	一般学力検査	調査書	自己表現	学校独自検査(面接)
特色枠	2	4	2	3
一般枠	6	2	2	1

(ア) 特色枠による選抜

全ての受検者の得点を特色枠による選抜の配点の比重で換算し、換算後の得点により、入学定員の25%において、結果を総合的に判断して決定する。

(イ) 一般枠による選抜

特色枠で合格者を決定した後、合格とならなかった全ての受検者の得点を一般枠による選抜の配点の比重で換算し、換算後の得点により結果を総合的に判断して決定する。

(2) 二次選抜

実施の公表は、3月13日(月)10時とする。

出願登録・調査書等提出	3月14日(火)～3月16日(木)正午
自己表現・面接・小論文	3月17日(金)
合格者発表	3月20日(月)

ア 定員：一次選抜の合格者決定後に確定

イ 出願方法：インターネット出願



## 新しい入学者選抜制度のポイント

### 主体的に志望校を選択

各高等学校の学科・コースの特色に応じた入学者選抜の充実を図り、中学生の一層の主体的な学校選択を実現します。

全ての高等学校において、教育目標（スクールポリシー）や育てたい生徒像、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、入学者選抜の実施内容（実施する検査の項目や配点）などを事前に公表します。

受検生は、教育目標や入学者選抜の実施内容などを事前に確認し、自分の進路の希望などに合った学校や学科・コースを、自分で選択し、決定することができます。

### 調査書を簡素化

調査書に記載する内容を見直します。

受検生が通う中学校の校長が作成する調査書に記載する内容を、選抜に必要な項目のみとします。

令和5年度から

志望校	氏名	性別	学習の記録 (評定)
-----	----	----	---------------

### 入学者選抜に係る期間を短縮

入学者選抜に係る期間を短縮し、各中学校・高等学校の教育の充実を図ります。

入学者選抜に係る期間を短縮することで、各中学校・高等学校において、授業や学校行事の時間を増やすなど、これまで以上に教育活動を充実することができるようになります。

令和5年度から

一次選抜

2月下旬または  
3月上旬

二次選抜

3月中旬または  
3月下旬

### 受検生全員に「自己表現」を実施

受検生全員に自分自身のことを表現する自己表現を実施します。

「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」が、どのくらい身に付いているのかをみるため、受検生全員に自己表現を実施します。

自分自身のことや、高等学校に入学した後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で表現してもらいます。

## 新しく中学1年生になったみなさんへ

先生や友達に何でも話すことができ、相談することができる安全で安心な学校生活の中で、みなさんは「自己を認識する力」や「自分の人生を選択する力」、「表現する力」を身に付けることができると思います。

みなさんは、自分の夢や目標を大切にしながら、「自分らしい」中学校生活を送ってください。

## 呉市立呉高等学校 全日制課程 総合学科

教育目標	地域課題を発見し、その解決に貢献しようとする意識と、持続可能な社会の担い手として新たな価値を生み出す力を有する、心豊かでたくましい人材を育成します。
育てたい生徒像	当たり前のこと（挨拶・服装整齊・時間厳守・清掃等）を高いレベルで実現できる生徒 自身が定めた目標の実現に向けて不断の努力ができる生徒 「自立」と「自尊」の精神を備え、高い貢献の意識を有する生徒
入学者受入方針	「高き夢をいだけ そして 君が夢みた君になれ」という本校のローガンに共感し、学業はもとより、部活動や課外活動にも積極的に取り組むことのできる、バランスのとれた基礎学力を有する生徒を、呉市内外から受け入れます。

項目	内 容																																									
入学定員	160人																																									
種 別	① 特色枠	② 一般枠																																								
割合 (人数)	25% (40人)	75% (120人)																																								
配点の比重	一般学力検査：調査書：自己表現：学校独自検査 = 2 : 4 : 2 : 3 ( 200 : 400 : 200 : 300 )	一般学力検査：調査書：自己表現：学校独自検査 = 6 : 2 : 2 : 1 ( 600 : 200 : 200 : 100 )																																								
一般学力検査																																										
実施内容	一般学力検査 <input checked="" type="checkbox"/> 国語 <input checked="" type="checkbox"/> 社会 <input checked="" type="checkbox"/> 数学 <input checked="" type="checkbox"/> 理科 <input checked="" type="checkbox"/> 英語																																									
配点	250点 → 200点に換算	250点 → 600点に換算																																								
	<input checked="" type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 傾斜配点・活用教科の設定あり	<input checked="" type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 傾斜配点の設定あり																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>国語</th> <th>社会</th> <th>数学</th> <th>理科</th> <th>英語</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>250</td> </tr> </tbody> </table>	国語	社会	数学	理科	英語	計	50	50	50	50	50	250	<table border="1"> <thead> <tr> <th>国語</th> <th>社会</th> <th>数学</th> <th>理科</th> <th>英語</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>250</td> </tr> </tbody> </table>	国語	社会	数学	理科	英語	計	50	50	50	50	50	250																
国語	社会	数学	理科	英語	計																																					
50	50	50	50	50	250																																					
国語	社会	数学	理科	英語	計																																					
50	50	50	50	50	250																																					
調査書																																										
配点	225点 → 400点に換算	225点 → 200点に換算																																								
	<input checked="" type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 傾斜配点・活用教科の設定あり	※ 標準のみ																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>社</th> <th>数</th> <th>理</th> <th>音</th> <th>美</th> <th>健</th> <th>技</th> <th>外</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>225</td> </tr> </tbody> </table>	国	社	数	理	音	美	健	技	外	計	25	25	25	25	25	25	25	25	25	225	<table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>社</th> <th>数</th> <th>理</th> <th>音</th> <th>美</th> <th>健</th> <th>技</th> <th>外</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>225</td> </tr> </tbody> </table>	国	社	数	理	音	美	健	技	外	計	25	25	25	25	25	25	25	25	25	225
国	社	数	理	音	美	健	技	外	計																																	
25	25	25	25	25	25	25	25	25	225																																	
国	社	数	理	音	美	健	技	外	計																																	
25	25	25	25	25	25	25	25	25	225																																	
自己表現																																										
配点	45点 → 200点に換算	45点 → 200点に換算																																								
学校独自検査																																										
実施内容	・面接〔5分〕																																									
配点	45点 → 300点に換算	45点 → 100点に換算																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>面接</th> <th>作文</th> <th>小論文</th> <th>実技</th> <th>学力</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table>	面接	作文	小論文	実技	学力	その他	計	45						45	<table border="1"> <thead> <tr> <th>面接</th> <th>作文</th> <th>小論文</th> <th>実技</th> <th>学力</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table>	面接	作文	小論文	実技	学力	その他	計	45						45												
面接	作文	小論文	実技	学力	その他	計																																				
45						45																																				
面接	作文	小論文	実技	学力	その他	計																																				
45						45																																				
特記事項																																										
学校独自提出書類	無し																																									
その他																																										

呉市立呉高等学校 全日制課程 総合学科

教育目標	地域課題を発見し、その解決に貢献しようとする意識と、持続可能な社会の担い手として新たな価値を生み出す力を有する、心豊かでたくましい人材を育成します。
育てたい生徒像	当たり前のこと（挨拶・服装整齊・時間厳守・清掃等）を高いレベルで実現できる生徒 自身が定めた目標の実現に向けて不断的努力ができる生徒 「自立」と「自尊」の精神を備え、高い貢献の意識を有する生徒
入学者受入方針	「高き夢をいだけ そして 君が夢みた君になれ」という本校のスローガンに共感し、学業はもとより、部活動や課外活動にも積極的に取り組むことのできる、バランスのとれた基礎学力を有する生徒を、呉市内外から受け入れます。

項目	内容																				
定員※ (募集人数)	一人																				
配点の比重	調査書：自己表現：学校独自検査 ＝ 6：2：2 ( 600：200：200 )																				
調査書																					
配点	225点 → 600点に換算 ※ 標準のみ <table border="1"> <tr> <th>国</th> <th>社</th> <th>数</th> <th>理</th> <th>音</th> <th>美</th> <th>躰</th> <th>技</th> <th>外</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>225</td> </tr> </table>	国	社	数	理	音	美	躰	技	外	計	25	25	25	25	25	25	25	25	25	225
国	社	数	理	音	美	躰	技	外	計												
25	25	25	25	25	25	25	25	25	225												
自己表現																					
配点	45点 → 200点に換算																				
学校独自検査																					
実施内容	・面接 [5分] ・小論文 [50分]																				
配点	95点 → 200点に換算 <table border="1"> <tr> <th>面接</th> <th>作文</th> <th>小論文</th> <th>実技</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>45</td> <td></td> <td>50</td> <td></td> <td></td> <td>95</td> </tr> </table>	面接	作文	小論文	実技	その他	計	45		50			95								
面接	作文	小論文	実技	その他	計																
45		50			95																
特記事項																					
学校独自提出書類	無し																				
その他																					

※ 入学定員から一次選抜の合格者数（入学を辞退した者を除く。）を除いた人数。

# 調 査 書

令和    年    月    日

\_\_\_\_\_  
高等学校長様

\_\_\_\_\_  
中学校長 氏名

印

\_\_\_\_\_  
記載責任者氏名

課程		本・分校	校	学科等	科 コース									
令和	年度	第 3 学年	組	番号	氏名						性別			
学習の記録	必修教科	教科名		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語		
		評定	1 年											
			2 年											
			3 年											
			計 (/25)											
												合計 (/225)		

備 考

※特別支援学級等に在籍する生徒で、評定を記述形式で記入している場合等に記載する。

# 調 査 書

令和 年 月 日

高等学校長様

中学校長 氏名 \_\_\_\_\_ [印]

記載責任者氏名 \_\_\_\_\_

課程		本・分校		校												
学科等	科 _____				令和 年度 第3学年				番号		氏名		性別			
学習の記録	必修教科	教科名	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	特別活動の記録 (学級活動・生徒会活動・学校行事)				
		観点別 (1・2年)	①													
			②													
			③													
			④													
			⑤													
		観点別 (3年)	①													
			②													
			③													
		評定	1年													
2年																
3年																
計																
		合計										スポーツ・文化・ボランティア活動等の記録				
選択教科	教科名															
	評定	1年														
		2年														
		3年														
行動の記録	基本	健康	自主	責任	創意	思い	生命	勤労	公平	公共						
欠席	学年	1年	2年	3年	計	主な理由										
	日数															
総合的な学習の時間の記録														備 考		



## 入学者選抜日程

令和5年	
1月20日	
1月21日	
1月22日	
1月23日	
1月24日	
1月25日	
1月26日	
1月27日	
1月28日	
1月29日	
1月30日	
1月31日	
2月1日	一次選抜 出願登録
2月2日	
2月3日	
2月4日	
2月5日	
2月6日	
2月7日	
2月8日	
2月9日	
2月10日	
2月11日	
2月12日	
2月13日	
2月14日	志願変更
2月15日	
2月16日	
2月17日	
2月18日	
2月19日	
2月20日	
2月21日	
2月22日	
2月23日	
2月24日	
2月25日	
2月26日	
2月27日	学力検査
2月28日	自己表現等
3月1日	予備日
3月2日	
3月3日	
3月4日	
3月5日	
3月6日	
3月7日	
3月8日	
3月9日	合格者発表
3月10日	
3月11日	
3月12日	
3月13日	
3月14日	二次選抜 出願登録
3月15日	
3月16日	
3月17日	自己表現等
3月18日	
3月19日	
3月20日	合格者発表
3月21日	
3月22日	
3月23日	
3月24日	

令和4年	
1月20日	
1月21日	
1月22日	選抜(Ⅰ)
1月23日	出願登録
1月24日	
1月25日	
1月26日	
1月27日	
1月28日	
1月29日	
1月30日	
1月31日	
2月1日	
2月2日	
2月3日	面接等
2月4日	
2月5日	
2月6日	
2月7日	
2月8日	結果通知
2月9日	
2月10日	入学確約書受領
2月11日	
2月12日	
2月13日	
2月14日	
2月15日	
2月16日	選抜(Ⅱ)
2月17日	願書受付
2月18日	
2月19日	
2月20日	
2月21日	
2月22日	志願変更
2月23日	
2月24日	
2月25日	
2月26日	
2月27日	
2月28日	
3月1日	
3月2日	
3月3日	
3月4日	
3月5日	
3月6日	
3月7日	学力検査等
3月8日	学力検査等
3月9日	
3月10日	
3月11日	
3月12日	
3月13日	
3月14日	
3月15日	合格者発表
3月16日	
3月17日	
3月18日	選抜(Ⅲ) 願書受付
3月19日	
3月20日	
3月21日	
3月22日	
3月23日	作文・面接
3月24日	合格者発表





広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力

# 自己を認識し 自分の人生を選択し 表現することができる力

## 「自己を認識する力」とは…

自分は何か好きなのか、自分はどのような人間なのかなど、自分自身のことを理解することができる力のことです。

こうした力を  
身に付けるために

自分自身のことを理解しようとする  
ことが大切です。そのためにも、普段  
から自分自身のことや自分の意見などを  
大切にし、学校や家庭で、友達や先生、  
家族などに素直に話すことに、積極的  
に取り組みましょう。

## 「自分の人生を選択する力」とは…

自分の夢や目標、自分がやりたいことなどにつ  
いて、自分で考え、選択し、自分の意志で決  
めることができる力のことです。

こうした力を  
身に付けるために

学校や家庭の様々な場面で、「自分  
はどう考えるのか」「自分はどうしたい  
のか」などを意識し、「自分で考え・選  
び・決める」ことを習慣付けていくこと  
が大切です。

自分が出した結論を大切にしながら、  
様々なことに、積極的に取り組ま  
しょう。

## 「表現する力」とは…

自分自身のことや自分の意見などを、相手に理  
解してもらえるように、相手や場面に応じて、言  
葉の使い方や表現の仕方などを工夫しながら伝  
えることができる力のことです。

こうした力を  
身に付けるために

自分自身のことや自分の意見などを、  
きちんと相手に伝えることができないと、  
正しく理解してもらえないことや、誤解  
を与えてしまうことがあります。

「自分の伝えたいことを相手にきち  
んと伝えるには、どうしたらよいか」と  
いうことを意識しながら、伝える内容や  
方法、話し方などを工夫しましょう。

# 自己表現を行う!

## 自己表現について

令和5年度公立高等学校等\*入学者選抜（現在の中学2年生が受検する時）から、受検生全員に自分自身のことを表現する「自己表現」を行います。

この「自己表現」は、「広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力」である

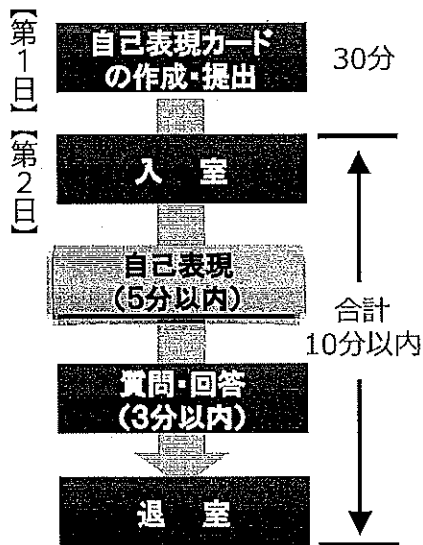
自己を**認識**し、自分の人生を**選択**し、**表現**することができる力

が、みなさんに、どのくらい身に付いているのかをみるために行うものです。

自分自身のこと（得意なことやこれまで取り組んできたことなど）や、高等学校に入学した後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で表現してください。

\* 特別支援学校（職業コース以外の知的障害を除く）についても、高等学校に準じて「自己表現」を行います。

## 自己表現の流れ（一次選抜の場合）



第1日

各検査場で自己表現カードを作成し、提出します。

第2日

### 自己表現

- 自己表現カードを活用して「自己表現」を行います。
- 「自己表現」の時間は**5分以内**です。

### 質問・回答

- 検査官が、みなさんが行った「自己表現」の内容に対して、いくつか補足的な質問をします。
- 時間は、回答する時間を含めて**3分以内**です。

自己表現カード

## 自己表現カードについて

- 「自己表現」の内容を自分自身で整理するためのものです。
- 文章が上手く書けていることや、きれいに書けていること、文字数の多さなど、自己表現カード自体が評価されることはありません。
- 書く必要がない人は書かなくても構いません。

\* 第1日で作成した自己表現カードは、第2日の「自己表現」の実施前に、本人に写しが返却されます。

自己表現カード

氏名

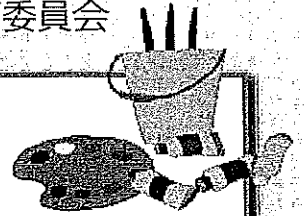
自己表現カード

このカードは、自己表現の目的で提供されています。このカードの内容は、本人のプライバシーを保護するために厳格に管理されます。このカードの内容は、本人の同意なく第三者に開示されることがありません。

自己表現の内容（検査官が質問をすることはありません）

質問・回答

## 基本的なガイドライン



### 行っても良いこと

みなさんが、一人で時間内に準備し、実施できることです。ただし、

- 検査場内で実施できないこと
- 他の受検生に影響があること
- 安全面で問題があること

は、行うことができません。

その場合は、事前に撮影した動画や写真を提示することもできます。



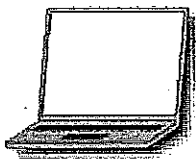
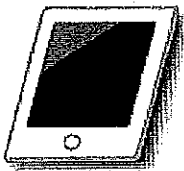
### 使用可能な物品について

みなさんが、一人で検査場まで持ち運ぶことができるもので、

- 安全面で問題がないもの
- 管理上問題がないもの

です。

もちろん何も使わなくても構いません。必要な場合に用意してください。



### タブレット等の使用について

タブレット等を持ち込んで、資料や写真などを提示しながら「自己表現」を行うこともできます。

また、検査場内では実施できないことを事前に撮影し、検査当日にタブレット等を使用して動画や写真を提示することもできます。

※ ただし動画は30秒以内のものに限ります。

## 中学生のみなさんへ

「自己表現」は、自分自身のことについて、自分で選んだ方法で表現するものです。

また、これまで先生が調査書に記載していた特別活動の記録や、スポーツ・文化・ボランティア活動等の記録などを、みなさんが、自分自身でアピールすることにしています。

活動の実績そのものを評価する訳ではありませんので、みなさんの夢や目標を大切にしながら、「自分らしい」中学校生活を送ってください。

先生や友達に何でも話すことができ、相談できる安全で安心な学校生活の中で、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」を身に付けることができます。



教育長の  
平川です

## 表現内容・方法について

Q1. 「自己表現」では、自分で考えた内容で、自分に合った方法で表現して良いと聞きました。本当ですか？

A1. 本当です。

「自己表現」は、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」が、どのくらい身に付いているのかをみるために実施します。

自分自身のこと（得意なことやこれまで取り組んできたことなど）や高等学校に入学した後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で表現してください。

Q2. 「自己表現カード」に記入した内容のとおりに「自己表現」をしないといけないのですか？

A2. 「自己表現カード」は、みなさんが「自己表現」を行うに当たって、内容やシナリオなど考え方を整理するために活用してもらうためのものです。

よって、必ずしも記入した内容のとおりに行う必要はありません。

Q3. 歌や楽器の演奏をしても良いですか？

A3. 可能です。

ただし、大きな音が出るなど、他の受検生に影響を及ぼす恐れがある場合には、事前に撮影した動画や写真等をタブレット等で提示するなどの工夫をしてみてください。（Q5参照）

Q4. 禁止されていることはありますか？

A4. 検査場内で実施できないこと、他の受検生に影響があることや安全面で問題があることは、その場では実施できません。

その場合は、事前に撮影した動画や写真等をタブレット等で提示するなどの工夫をしてみてください。

（Q5参照）

## 持ち込み・使用可能な物品について

Q5. タブレットなどのICT機器を使用することはできますか？

A5. 可能です。

プレゼンテーションソフトなどを使用して画面を提示しながら実施する場合や、写真等の画像、音声や動画を提示する場合に使用することができます。

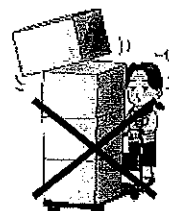
ただし、音声や動画は30秒以内のものとしてください。

Q6. 持ち込んではいけないものや使用してはいけないものはありますか？

A6. 一人で手に持って検査場内に持ち込めないもの、管理上問題があるものや安全面に問題があるものは使用できません。

また、黒板、ホワイトボード、コンセントなど検査会場の備品等は原則として使用できません。

安全面に問題があるもの



手に持って持ち込めないもの

## 評価について

Q7. 評価について教えてください。

A7. 「自己表現」では、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」が、どのくらい身に付いているのかを評価します。評価の観点は、「自己を認識する力」「自分の人生を選択する力」「表現する力」の3つです。それぞれ、

- ・ 自分は何が好きなのか、自分はどういう人間なのかなど、自分自身のことを認識することができる。
  - ・ 自分の夢や目標、自分がやりたいことなどについて、自分で考え、選択し、自分の意志で決めることができる。
  - ・ 自分自身のことや自分の意見などを、相手に理解してもらえるように、相手や場面に応じて、言葉の使い方や表現の仕方などを工夫しながら伝えることができる。
- を評価規準(到達目標)としています。

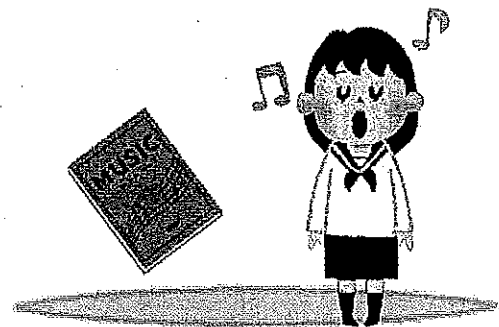
評価の観点や評価規準は全校共通です。詳しくは、公表している「自己表現評価の在り方」を参考にしてください。

Q8. 人前で話すことが苦手です。「自己表現」で不利にならないですか。

A8. 話すことが苦手なことで直接不利になることはありません。

「自己表現」は、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」が、どのくらい身に付いているのかをみるために行うもので、話し方などのテクニックをみるものではありません。

「自己表現」では、自分の好きな歌を歌ったり、楽器の演奏をしたり、自分の作品や賞状などを持ち込むことも可能ですので、言葉や方法を工夫しながら自分自身のことを表現してください。



## 特別措置について

Q9. 選択性緘黙等で、話すことが難しいのですが、配慮してもらえますか？

A9. 疾病や障害等を理由に特別措置を希望する場合には、事前に入学者選抜に関する特別措置願を提出してください。個々の状況に応じて、合理的配慮を行います。  
(特別支援学校については、事前の教育相談等で志願先特別支援学校にお知らせください。)

## もっと詳しく知りたい時は

Q10. 実施できるか、持ち込みができるか不安です。事前に相談することはできますか？

A10. 実施できるか、持ち込みができるかなど不安なことがある場合には、事前に高等学校を所管する教育委員会や志願先高等学校に問い合わせてください。

また、「自己表現」についてのQ&Aを広島県教育委員会HPにも掲載していますので、参考にしてください。

★最新情報はこちらをチェック

広島県 入学者選抜制度

検索





# 令和5年度呉市立呉高等学校（全日制課程）入学者選抜一次選抜実施要項

〒737-0003 呉市阿賀中央五丁目 13-56  
 電話(0823)72-5577 FAX(0823)74-3501  
<https://www.city.kure.lg.jp/site/kurehighschool/>

## 1 選抜の趣旨

入学者の選抜は、「令和5年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき、本校全日制課程における教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

## 2 課程、学科、定員及び通学区域

課程	学科	定員	通学区域
全日制	総合学科	160人	広島県一円

## 3 教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針及び教育課程

### (1) 教育目標

地域課題を発見し、その解決に貢献しようとする意識と、持続可能な社会の担い手として新たな価値を生み出す力を有する、心豊かでたくましい人材を育成します。

### (2) 育てたい生徒像

当たり前のこと（挨拶・服装整齊・時間厳守・清掃等）を高いレベルで実現できる生徒  
 自身が定めた目標の実現に向けて不断の努力ができる生徒  
 「自立」と「自尊」の精神を備え、高い貢献の意識を有する生徒

### (3) 入学者受入方針

「高き夢をいだけ そして 君が夢みた君になれ」という本校のスローガンに共感し、学業はもとより、部活動や課外活動にも積極的に取り組むことのできる、バランスのとれた基礎学力を有する生徒を、呉市内外から受け入れます。

### (4) 教育課程（教育課程の編成及び実施に関する方針、教育課程表）

大学・就職等への進路選択に必要な教科・科目を効率的に学習することができる。  
 興味・関心のある分野の教科・科目を重点的に学習することができる。  
 普通科の教科・科目と専門科目を進路目標に従って自由に選択して学習することができる。

<令和5年度入学生教育課程表>（予定）

1 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32				
	現代の国際	言語文化	歴史総合	数学Ⅰ	数学A	化学基礎	体育	保健	音楽Ⅰ	美術Ⅰ	英語 コミュニケーションⅠ	論理・表現Ⅰ	家庭基礎	情報Ⅰ	職業社会 と人間	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目		
2 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32				
	論理国際	地理総合	公共	体育	保健	英語コミュニケーションⅡ	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目
3 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32				
	論理国際	体育	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目

※ 教育課程は変更になる場合があります。

## 4 出願資格

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する者が出願できる。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 令和5年3月に中学校を卒業する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者
- (4) 令和5年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者
- (5) 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を令和5年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和5年3月31日までに満15歳以上に達する者

## 5 出願

### (1) 方式

志願者は、他の公立高等学校を併願することができない。また、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜並びに特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。

### (2) 期間

- ア 出願登録 令和5年1月25日（水）から2月10日（金）正午まで  
 イ 志願変更 令和5年2月14日（火）から2月20日（月）正午まで  
 ウ 調査書等提出 令和5年2月14日（火）から2月21日（火）正午まで  
 出身中学校長が郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、2月20日（月）までに必着するよう提出すること。

### (3) 手続

手続は、インターネット出願システムにより行う。詳細については、「インターネット出願の手引」を参照すること。

#### ア 出願登録

##### (ア) 志願者

##### a 必要事項の入力

志願者は、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。その場合においては、(2)アの期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、卒業証明書を本校校長に直接持参により提出すること。

##### b 入学者選抜料の納付

志願者は、2月20日（月）正午までに、入学者選抜料（2,200円）を納付する。なお、志願変更（イを参照）を行う場合には、志願変更先高等学校が確定した後、入学者選抜料を納付すること。

##### (イ) 出身中学校長

##### a 確認登録

出身中学校長は、(2)アの期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事項等

に誤りがないことを確認すること。

b 入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、2月20日（月）正午までに、志願者が入学者選抜料（2,200円）を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

イ 志願変更

志願者は、1回に限り志願した高等学校、課程又は学科（普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。）の志願変更を行うことができる。ただし、出願登録の取下げ後、当初志願した高等学校の同じ課程の同じ学科（普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。）に再び志願することはできない。志願変更をする場合は、(2)イの期間内に、次により出願登録の取下げ及び再登録を行う。なお、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長を経由せずに行う。

(7) 志願者

a 志願変更願の提出

志願変更を希望する者は、志願変更願（様式第7号）に必要事項を記入し、出身中学校長に提出する。

b 入力事項の訂正

再登録をする者は、本校校長が確認解除をした後、インターネット出願システムで高等学校名等変更すべき箇所を訂正し、ア(7)の手続に準じて、出身中学校長の確認登録を受ける。

c 書類の訂正及び提出

再登録をする者は、出身中学校長を経由して返却された書類がある場合には、高等学校名等変更すべき箇所を訂正（朱書）し、所定の期間内に、出身中学校長に提出する。

(4) 出身中学校長

a 志願変更願の提出

出身中学校長は、志願者から提出された志願変更願の記載事項に誤りがないことを確認の上、本校校長にこれを持参により提出する。

b 確認登録

出身中学校長は、ア(4)の手続に準じて、インターネット出願システムで確認登録を行う。

c 書類の返却及び提出

出身中学校長は、本校校長から返却された書類がある場合には、それを受け取り、志願変更をする者に返却する。また、志願者から提出された書類を所定の期間内に、志願変更先高等学校長に持参により提出する。

ウ 調査書等提出

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、(2)ウの期間内に、本校校長に持参又は簡易書留郵便により提出する。ただし、令和4年3月以前の卒業者については、②の書類は提出しなくてよい。

① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第2号）

② 評定（成績評点）集計表（様式第3号）

エ 受検票の作成及び印刷

(7) 受検票の作成

本校校長は、(2)イの志願変更期限後に、インターネット出願システムで承認登録を行う。本校校長は、承認登録をした後、令和5年2月20日（月）16時30分までに受検番号の採番を行う。なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(4) 受検票の印刷

志願者は、受検票をダウンロードし、印刷する。

オ 志願者数の公表

次の志願者数の公表を本校ホームページへの掲載により行う。

(7) 2月10日（金）正午現在の志願者数を同日15時に公表する。

(4) 2月14日（火）16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月15日（水）16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月16日（木）16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月17日（金）16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月20日（月）正午の志願者数を同日15時にそれぞれ公表する。

6 選 抜

(1) 一般学力検査

ア 一般学力検査は、志願者全員に対して行う。

イ 一般学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）とする。

ウ 一般学力検査は、各教科50点満点とする。

(2) 自己表現

ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。

イ 自己表現は、検査官1人当たり15点満点とする。

本校の自己表現の配点は、45点とする。

(3) 学校独自検査（面接）

ア 面接は、志願者全員に対して行う。

イ 面接の配点は、45点とする。

ウ 面接の評価項目は次のとおりとする。

志望理由等、規範意識・社会性

(4) 中学校過年度卒業の志願者の面接

中学校過年度卒業の志願者について、面接を実施する。

(5) 実施期日及び時間割等

2月27日（月）			2月28日（火）	3月1日（水）
時 限	時 刻	検査教科等	検 査 等	検 査 等
	8:40～9:00	集合・注意	自己表現及び面接	予備日 (自己表現及び面接)
第1時限	9:10～10:00	国 語		
第2時限	10:20～11:10	社 会		
第3時限	11:30～12:20	数 学		
第4時限	13:10～13:40	自己表現カードの記入		
第5時限	14:00～14:50	理 科		
第6時限	15:10～16:00	英 語		

※ 第1日の集合は各検査場とする。

※ 本校は、自己表現及び面接について、原則として、第2日（2月28日（火））に実施する。ただし、志願者数によっては、第3日（3月1



日（水）にも実施する場合がある。自己表現及び面接の集合時間は、2月24日（金）正午に本校ホームページに掲載する。

※ 学校独自検査の面接（5分）は、自己表現（10分）が終了した後、続けて実施する。また、中学校過年度卒業の志願者の面接は、自己表現（10分）が終了した後、続けて学校独自検査の面接と合わせて10分で実施する。

(6) 実施場所

本校

(7) 携行品

ア 学力検査時の検査場内への携行品

受検票のほかに、検査場内の各自の席に持込みができるものは、次の①から⑥の物品のみとする。

- |                                       |
|---------------------------------------|
| ① 鉛筆、シャープペンシル                         |
| ② 鉛筆削り                                |
| ③ 消しゴム                                |
| ④ 定規（分度器のついたものや三角定規は不可）               |
| ⑤ 時計（スマートウォッチ等の辞書や計算や端末等の機能があるもの等は不可） |
| ⑥ ティッシュ（袋又は箱から中身だけ取り出したもの）            |

①から⑥以外の物品（携帯電話、コンパス等）を持ち込むことはできない。また、①から⑥の物品であっても、検査問題の解答上有利と考えられるものを持ち込むことはできない。各教科の検査開始後に、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には、不正行為とみなす。不正行為を行った場合は、退室となり、その後の全ての検査の受検はできなくなる。また、それまでに受検した全ての検査の結果は一切無効となる。

イ その他の持参物

弁当（第1日のみ）、上履き、下履きを入れる袋

7 合格者の決定

(1) 特色枠による選抜

入学定員の25%において、一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査（面接）の配点の比重は、2：4：2：3とし、一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査（面接）の結果を総合的に判断して決定する。

(2) 一般枠による選抜

一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査（面接）の配点の比重は、6：2：2：1とし、一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査（面接）の結果を総合的に判断して決定する。

(3) 特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定する。

(4) 中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合にあつては、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(5) 自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

8 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

(1) 定員は、入学定員外で2人以内とする。

(2) 選抜は、「令和5年度呉市立呉高等学校入学選抜の基本方針」及び「令和5年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項」に基づき行う。出願手続等の詳細は、本校に問い合わせること。

9 合格者の発表

(1) 合格者の発表は、令和5年3月9日（木）13時30分に本校内での掲示及び本校ホームページ（<https://www.city.kure.lg.jp/site/kurehighschool/>）への掲載により行う。本校ホームページへの掲載は、令和5年3月10日（金）正午までとする。電話による照会には応じない。

なお、受検者本人の選抜の結果については、インターネット出願システムにより確認することができる。確認することができる期間は、令和5年3月9日（木）13時30分から令和5年3月10日（金）正午までとする。

(2) 合格通知書及び請書・辞退届は、合格者本人に直接交付する。（受検票を持参すること。）

(3) 合格者は、令和5年3月10日（金）正午までに、請書又は辞退届を本校校長に提出しなければならない。

10 繰上げ合格の実施

合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、繰り上げて合格者を決定する場合がある。なお、その場合には令和5年3月10日（金）16時までに、出身中学校長を経由（中学校卒業後5年を超える者を除く。）して受検者本人に連絡する。

11 特別措置の申請等

(1) 特別措置の申請

志願者で、点字検査用紙を必要とする者、機器等による検査問題の閲覧を必要とする者、英語の実音聴取による受検が困難な者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次により申請を行う。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長を経由せずに行う。

ア 点字検査用紙を必要とする者については、入学選抜に関する特別措置願（様式第4号）を令和4年12月1日（木）までに出身中学校長を経由して、呉市教育委員会に提出し許可を得る。

イ 機器等による検査問題の閲覧を必要とする者については、入学選抜に関する特別措置願（様式第4号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和4年12月1日（木）までに出身中学校長を経由して、呉市教育委員会に提出し許可を得る。

ウ 発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学選抜に関する特別措置願（様式第4号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和5年1月6日（金）までに出身中学校長を経由して、呉市教育委員会に提出し許可を得る。

エ アからウ以外の特別措置を希望する者については、入学選抜に関する特別措置願（様式第4号）を5(2)アの期間内に、出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

(2) 自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者及び過年度卒業生は、自己申告書（様式第6号）を本人が記入し、提出することができる。

中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、5(2)ウの期間内に、本校校長にこれを提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、5(2)ウの期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

12 県外等からの出願

県外等からの出願については、「令和5年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項」に示す必要な手続を行うこと。

13 やむを得ない事由による欠席者の取扱いについて

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず一次選抜を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、本校校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

項目	事由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等。

上記の表にかかわらず、生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合等で、一次選抜を欠席した者を対象とした追検査（新型コロナウイルス感染症に係る追検査）については別に定める。

(1) 手続

「令和5年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項」に示す必要な手続を令和5年3月2日（木）正午までに行うこと。

(2) 選抜

ア 検査方法

自己表現、面接、小論文

イ 実施期日及び時間割等

3月6日（月）		
時限	時刻	検査等
	9:00～9:20	集合・注意
第1時限	9:30～10:00	自己表現カードの記入
第2時限	10:20～11:10	小論文
第3時限	11:30～	自己表現及び面接

ウ 実施場所

本校

エ 携行品

- ① 追検査受検承認（不承認）通知書
- ② 一次選抜における携行品

オ 合格者の決定

調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。なお、自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。合格者は一次選抜の定員に含めて決定する。

14 新型コロナウイルス感染症への対応について

(1) 新型コロナウイルス感染症等に関する感染予防の留意点

ア 入学選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症等への感染予防（手洗い、咳エチケット〔マスクの着用〕、3つの密〔密閉・密集・密接〕の回避等）に気を配り、体調管理に努めること。

イ 入学選抜当日は、マスクを持参し、検査中を含めてマスクを着用すること。

ウ 検査当日、検査場の換気のため窓を開ける時間帯があるため、室温の変化に対応できるように体温調節をしやすい服装等の工夫をすること。

エ 入学選抜当日の朝に、必ず検温をすること。37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある場合は、医療機関を受診すること。この場合、当日の受検はできない。ただし、当日37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある場合でも、前日までに医療機関を受診して、PCR検査の結果が陰性である場合又はPCR検査の必要ないと診断された場合は、別室での受検となる。この場合は、当日、出身中学校又は本校に申し出ること。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る追検査について

生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合等で、一次選抜を受検できない者に対して、追検査を実施する。

追検査（3月6日（月）実施）を受検できる者は追検査（3月6日（月）実施）の受検となり、追検査（3月6日（月）実施）を受検できない者は新型コロナウイルス感染症に係る追検査（3月17日（金）実施）の受検となる。新型コロナウイルス感染症に係る追検査の検査方法等については別に定める。

15 一次選抜の結果に係る簡易開示について

(1) 開示内容

ア 一般学力検査における各教科の得点及び合計

イ 自己表現の総得点

ウ 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計

(2) 開示請求対象者

一次選抜の受検者のうち不合格者（本人及びその法定代理人）

(3) 本人等であることの確認

令和5年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項104ページに示す書類の提示により確認する。なお、受検票は本人を確認する書類の一つとなるので、受検終了後も大切に保管しておくこと。

(4) 開示期間

令和5年3月20日（月）から4月19日（水）までとする。（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び学校が定める振替休日等を除く。）受付時間は原則として9時から16時までとする。（ただし12時40分から13時25分までを除く。）

(5) 開示場所

本校（受付窓口は事務室）

16 二次選抜の実施

二次選抜の実施の有無及び実施する場合はその定員の公表を、令和5年3月13日（月）10時に本校正門掲示板への掲示及び本校ホームページ（<https://www.city.kure.lg.jp/site/kurehighschool/>）への掲載により行う。

17 その他

(1) この要項に記載した以外のことについては、全て「令和5年度呉市立呉高等学校入学選抜の基本方針」及び「令和5年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項」に基づいて行う。

(2) 志願について虚偽の事実（学歴・通学区域・調査書等）があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。

(3) 選抜の結果、合格者とならなかった者が、二次選抜を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

# 令和5年度呉市立呉高等学校（全日制課程）入学者選抜二次選抜実施要項

〒737-0003 呉市阿賀中央五丁目 13-56  
 電話(0823)72-5577 FAX(0823)74-3501  
<https://www.city.kure.lg.jp/site/kurehighschool/>

## 1 選抜の趣旨

入学者の選抜は、「令和5年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき、本校全日制課程における教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

## 2 課程、学科、定員及び通学区域

課程	学科	定員	通学区域
全日制	総合学科	入学定員160人から一次選抜の合格者（入学を辞退した者を除く。）の数を除いた人数	広島県一円

## 3 教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針及び教育課程

### (1) 教育目標

地域課題を発見し、その解決に貢献しようとする意識と、持続可能な社会の担い手として新たな価値を生み出す力を有する、心豊かでたくましい人材を育成します。

### (2) 育てたい生徒像

当たり前のこと（挨拶・服装整齊・時間厳守・清掃等）を高いレベルで実現できる生徒  
 自身が定めた目標の実現に向けて不断の努力ができる生徒  
 「自立」と「自尊」の精神を備え、高い貢献の意識を有する生徒

### (3) 入学者受入方針

「高き夢をいだけ そして 君が夢みた君になれ」という本校のスローガンに共感し、学業はもとより、部活動や課外活動にも積極的に取り組むことのできる、バランスのとれた基礎学力を有する生徒を、呉市内外から受け入れます。

### (4) 教育課程（教育課程の編成及び実施に関する方針、教育課程表）

大学・就職等への進路選択に必要な教科・科目を効率的に学習することができる。

興味・関心のある分野の教科・科目を重点的に学習することができる。

普通科の教科・科目と専門科目を進路目標に従って自由に選択して学習することができる。

<令和5年度入学生教育課程表>（予定）

学年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
1 年次	現代の国語	言語文化	歴史総合	数学Ⅰ	数学A	化学基礎	体育	保健	音楽Ⅰ	美術Ⅰ	英語 コミュニケーションⅠ	英語 コミュニケーションⅠ	英語 コミュニケーションⅠ	英語 コミュニケーションⅠ	英語 コミュニケーションⅠ	英語 コミュニケーションⅠ	英語 コミュニケーションⅠ	英語 コミュニケーションⅠ	英語 コミュニケーションⅠ	英語 コミュニケーションⅠ	英語 コミュニケーションⅠ	英語 コミュニケーションⅠ	英語 コミュニケーションⅠ	英語 コミュニケーションⅠ	英語 コミュニケーションⅠ	英語 コミュニケーションⅠ	英語 コミュニケーションⅠ	英語 コミュニケーションⅠ	英語 コミュニケーションⅠ	英語 コミュニケーションⅠ	英語 コミュニケーションⅠ	英語 コミュニケーションⅠ	英語 コミュニケーションⅠ
2 年次	論理国語	地理総合	公共	体育	保健	英語コミュニケーションⅡ	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	
3 年次	論理国語	体育	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	

※ 教育課程は変更になる場合があります。

## 4 出願資格

一次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜又は連携型中高一貫教育に関する選抜に出願した者で、次の(1)及び(2)の両方の条件を満たす者が出願できる。なお、(2)の入学手続とは、入学手続金等（第一段階の納入金）を納入することである。

- (1) いずれの公立高等学校にも合格していない者
- (2) いずれの国・私立高等学校（高等専門学校を含む。以下同じ。）にも入学手続をしていない者

## 5 出願

### (1) 方式

志願者は、広島市立広島みらい創生高等学校を除く他の公立高等学校を併願することができない。また、特別支援学校高等部入学者選抜二次募集との併願もできない。

### (2) 期間

次の期間内に「出願登録及び調査書等の提出」を行う。

令和5年3月14日（火）から3月16日（木）正午まで

出身中学校長が調査書等を郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、3月15日（水）までに必着するよう提出すること。

### (3) 手続

手続は、インターネット出願システムにより行う。詳細については、「インターネット出願の手引」を参照すること。

### ア 出願登録

#### (ア) 志願者

##### a 必要事項の入力

志願者は、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。その場合においては、(2)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、卒業証明書を本校校長に直接持参により提出すること。

##### b 入学者選抜料の納付

志願者は、3月16日（木）正午までに、入学者選抜料（2,200円）を納付する。

#### (イ) 出身中学校長

##### a 確認登録等

出身中学校長は、(2)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。なお、確認登録に当たっては、志願者が二次選抜の出願資格を有していること及び志願者の入力事項等に誤りが無いことを確認すること。

また、出身中学校長は、いずれかの国・私立高等学校に合格している者が二次選抜に出願する場合、二次選抜（全日制の課程）出願資格

に係る証明書（様式第12号）により当該国・私立高等学校長に入学手続状況に関する証明を受け、二次選抜の出願資格を有していることを確認した上で、(2)の期間内に、本校校長にこれを持参又は簡易書留郵便により提出する。

b 入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、3月16日（木）正午までに、志願者が入学者選抜料（2,200円）を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

イ 調査書等提出

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、(2)の期間内に、本校校長に持参又は簡易書留郵便により提出する。ただし、令和4年3月以前の卒業者については、②の書類は提出しなくてよい。

- ① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第2号）
- ② 評定（成績評点）集計表（様式第3号）

ウ 受検票の作成及び印刷

(7) 受検票の作成

確認登録及び調査書等の受理を行った本校校長は、インターネット出願システムで承認登録を行う。本校校長は、承認登録をした後、令和5年3月16日（木）15時までに受検番号の採番を行う。なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(4) 受検票の印刷

志願者は、受検票をダウンロードし、印刷する。

6 選 抜

(1) 自己表現

ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。

イ 自己表現は、検査官1人当たり15点満点とする。

本校の自己表現の配点は、45点とする。

(2) 学校独自検査（小論文及び面接）

ア 小論文及び面接は、志願者全員に対して行う。

イ 小論文の配点は、50点とする。面接の配点は、45点とする。

ウ 面接の評価項目は次のとおりとする。

志望理由等、規範意識・社会性

(3) 中学校過年度卒業の志願者の面接

中学校過年度卒業の志願者について、面接を実施する。

(4) 実施期日及び時間割等

3月17日（金）		
時 限	時 刻	検 査 等
	9:00～9:20	集合・注意
第1時限	9:30～10:00	自己表現カードの記入
第2時限	10:20～11:10	小 論 文
第3時限	11:30～	自己表現及び面接

※ 集合は検査場とする。

※ 学校独自検査の面接（5分）は、自己表現（10分）が終了した後、続けて実施する。また、中学校過年度卒業の志願者の面接は、自己表現（10分）が終了した後、続けて学校独自検査の面接と合わせて10分で実施する。

(5) 実施場所

本校

(6) 携行品

ア 学校独自検査（小論文）時の検査場内への携行品

受検票のほかに、検査場内の各自の席に持込みができるものは、次の①から⑥の物品のみとする。

- ① 鉛筆、シャープペンシル
- ② 鉛筆削り
- ③ 消しゴム
- ④ 定規（分度器のついたものや三角定規は不可）
- ⑤ 時計（スマートウォッチ等の辞書や計算や端末等の機能があるもの等は不可）
- ⑥ ティッシュ（袋又は箱から中身だけ取り出したもの）

①から⑥以外の物品（携帯電話、コンパス等）を持ち込むことはできない。また、①から⑥の物品であっても、検査問題の解答上有利と考えられるものを持ち込むことはできない。検査開始後に、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には不正行為とみなす。不正行為を行った場合は、退室となり、その後の全ての検査の受検はできなくなる。また、それまでに受検した全ての検査の結果は一切無効となる。

イ その他の持参物

上履き、下履きを入れる袋

7 合格者の決定

(1) 調査書、自己表現及び学校独自検査（小論文及び面接）の配点の比重は、6：2：2とし、調査書、自己表現及び学校独自検査（小論文及び面接）の結果を総合的に判断して決定する。

(2) 中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合にあっては、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(3) 自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

8 合格者の発表

(1) 本校校長は、合格者の発表を令和5年3月20日（月）9時に本校正門掲示板への掲示により行う。電話による照会には応じない。

なお、受検者本人の選抜の結果については、インターネット出願システムにより確認することができる。確認することができる期間は、令和5年3月20日（月）9時から令和5年3月20日（月）正午までとする。

(2) 合格通知書及び請書・辞退届は、合格者本人に直接交付する。（受検票を持参すること。）

(3) 合格者は、令和5年3月20日（月）正午までに、請書又は辞退届を本校校長に提出しなければならない。

## 9 特別措置の申請等

### (1) 特別措置の申請

志願者で、受検に当たって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を5(2)の期間内に、出身中学校長を経由して、本校校長に提出する。なお、中学校卒業後5年を超える者については、5(2)の期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

### (2) 自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者及び過年度卒業生は、自己申告書（様式第6号）を本人が記入し、提出することができる。

中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、5(2)の期間内に、本校校長にこれを提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、5(2)の期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

## 10 県外等からの出願

県外等からの出願については、「令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続を行うこと。

## 11 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症等に関する感染予防の留意点

(1) 入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症等への感染予防（手洗い、咳エチケット〔マスクの着用〕、3つの密〔密閉・密集・密接〕の回避等）に気を配り、体調管理に努めること。

(2) 入学者選抜当日は、マスクを持参し、検査中を含めてマスクを着用すること。

(3) 検査当日、検査場の換気のため窓を開ける時間帯があるため、室温の変化に対応できるように体温調節しやすい服装等の工夫をすること。

(4) 入学者選抜当日の朝に、必ず検温をすること。37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある場合は、医療機関を受診すること。この場合、当日の受検はできない。ただし、当日、37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある場合でも、前日までに医療機関を受診して、PCR検査の結果が陰性である場合又はPCR検査の必要がないと診断された場合は、別室での受検となる。この場合は、当日、出身中学校又は本校に申し出ること。

## 12 その他

(1) この要項に記載した以外のことについては、全て「令和5年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づいて行う。

(2) 志願について虚偽の事実（学歴・通学区域・調査書等）があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。



教議第55号

呉市立小学校及び中学校通学区審議会条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について

呉市立小学校及び中学校通学区審議会条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市立小学校及び中学校通学区審議会条例施行規則等の一部を改正する規則

(呉市立小学校及び中学校通学区審議会条例施行規則の一部改正)

第1条 呉市立小学校及び中学校通学区審議会条例施行規則(昭和41年呉市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>呉市立小学校及び中学校通学区審議会条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>呉市立小学校及び中学校通学区審議会条例</u>(昭和41年呉市条例第12号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定める。</p> <p>(委員の構成)</p> <p>第2条 条例第4条に規定する<u>呉市立小学校及び中学校通学区審議会</u>(以下「審議会」という。)の委員の構成は、次に掲げるとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>呉市立小学校、<u>中学校及び義務教育学校通学区審議会</u></p> <p><u>会条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>呉市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区審議会条例</u>(昭和41年呉市条例第12号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員の構成)</p> <p>第2条 条例第4条に規定する<u>呉市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区審議会</u>(以下「審議会」という。)の委員の構成は、次に掲げるとおるとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

(呉市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 呉市教育委員会公印規則(昭和63年呉市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(印影の印刷)</p>	<p>(印影の印刷)</p>

第6条 公印は、印刷することができない。ただし、公印の押印を要する文書のうち、委員会が必要と認めるもの限り、公印の印影又はこれを縮小したものを該当文書に印刷して、公印の押印に代えることができる。

別表第1（第3条，第4条関係）

一般公印

名称	書体	寸法 (ミリメートル)	管理者	保管場所	使用区分	個数
略						
呉市立学校印	れい書	方24	教頭	小・中学校	学校名をもつて発する文書	60
呉市立学校長印	れい書	方21	教頭	小・中学校	学校長名をもつて発する文書	60

別表第2（第3条，第4条関係）

専用公印

名称	書体	寸法 (ミリメートル)	管理者	保管場所	使用区分	個数
略						
呉市立学校印	れい書	方45	教頭	小・中学校	卒業証書	60

第6条 公印は、印刷することができない。ただし、公印の押印を要する文書のうち、教育長が必要と認めるもの限り、公印の印影又はこれを縮小したものを該当文書に印刷して、公印の押印に代えることができる。

別表第1（第3条，第4条関係）

一般公印

名称	書体	寸法 (ミリメートル)	管理者	保管場所	使用区分	個数
略						
呉市立学校印	れい書	方24	教頭	小・中・義務教育学校	学校名をもつて発する文書	59
呉市立学校長印	れい書	方21	教頭	小・中・義務教育学校	学校長名をもつて発する文書	59

別表第2（第3条，第4条関係）

専用公印

名称	書体	寸法 (ミリメートル)	管理者	保管場所	使用区分	個数
略						
呉市立学校印	れい書	方45	教頭	小・中・義務教育学校	卒業証書	59



(呉市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第3条 呉市教育委員会事務局組織規則(昭和49年呉市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(分掌事務)	(分掌事務)
第5条 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。	第5条 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。
(1)～(23) 略	(1)～(23) 略
(24) 呉市立小学校及び中学校通学区審議会に関すること。	(24) 呉市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区審議会に関すること。
(25)～(28) 略	(25)～(28) 略
2～4 略	2～4 略

(呉市立小学校及び呉市立中学校通学区に関する規則の一部改正)

第4条 呉市立小学校及び呉市立中学校通学区に関する規則(昭和28年呉市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後
呉市立小学校及び呉市立中学校通学区に関する規則	呉市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区に関する規則
第1条 呉市立小学校(以下「小学校」という。)及び呉市立中学校(以下「中学校」という。)の通学区(以下「学区」という。)については、この規則の定めるところによる。	第1条 呉市立小学校(以下「小学校」という。)、 <u>中学校(以下「中学校」という。)</u> 及び義務教育学校(以下「義務教育学校」という。)の通学区(以下「学区」という。)については、この規則の定めるところによる。
第2条 小学校の学区は別表1、中学校の学区は別表2のとおりとする。	第2条 小学校の学区は別表1、 <u>中学校の学区は別表2、義務教育学校の学区は別表3</u> のとおりとする。
第3条 小学校の児童及び中学校の生徒の在学する学校は、保護者	第3条 小学校の児童及び中学校の生徒並びに義務教育学校の児童

(親権者、未成年後見人又はそれらの任務を行う者という。以下同じ。)の住所(以下「住所」といふ。)の属する学区の学校でなければならない。

別表1 (第2条関係)

小学校通学区域表

小学校の名称	通学区域
略	
三坂地小学校	広弁天橋町, 広三芦1・2丁目, 広中迫町, 広塩焼1・2丁目, 広徳丸町, 広町田1・2丁目, 広石内1丁目から4丁目まで, 広町4, 913番地の1, <u>広町山1, 237番地の26</u>
横路小学校	広横路1丁目から4丁目まで, 広大広1・2丁目, 広古新開1丁目から9丁目まで, 広文化町, 広多賀谷1丁目から4丁目まで, <u>広町山25番地</u>
略	
吉浦小学校	吉浦池ノ浦町, 吉浦潭鼓町, 吉浦新町1・2丁目, 吉浦東町, 吉浦神賀町, 吉浦新出町, 吉浦東本町1丁目から4丁目まで, 吉浦中町1丁目から3丁目まで, 吉浦本町1丁目から3丁目まで, 吉浦松葉町, 吉浦上城町, 吉浦岩神町, 吉浦西城町, 吉浦宮花町, 狩留賀町, 瀬戸見町, 吉浦町, 弥生町, 大山町, 汐見町, 梅木町, 長谷町

及び生徒の在学する学校は, 保護者(親権者, 未成年後見人又はそれらの任務を行う者という。以下同じ。)の住所(以下「住所」といふ。)の属する学区の学校でなければならない。

別表1 (第2条関係)

小学校通学区域表

小学校の名称	通学区域
略	
三坂地小学校	広弁天橋町, 広三芦1・2丁目, 広中迫町, 広塩焼1・2丁目, 広徳丸町, 広町田1・2丁目, 広石内1丁目から4丁目まで, 広町4, 913番地の1, <u>広町山1, 237番地の26</u>
横路小学校	広横路1丁目から4丁目まで, 広大広1・2丁目, 広古新開1丁目から9丁目まで, 広文化町, 広多賀谷1丁目から4丁目まで, <u>広町山10, 025番地</u>
略	
吉浦小学校	吉浦池ノ浦町, 吉浦潭鼓町, 吉浦新町1・2丁目, 吉浦東町, 吉浦神賀町, 吉浦新出町, 吉浦東本町1丁目から4丁目まで, 吉浦中町1丁目から3丁目まで, 吉浦本町1丁目から3丁目まで, 吉浦松葉町, 吉浦上城町, 吉浦岩神町, 吉浦西城町, 吉浦宮花町, 狩留賀町, 瀬戸見町, 吉浦町, 弥生町, 大山町, 汐見町, 梅木町, 長谷町

天志小学校	天志塩谷町, 天志南町, 天志大浜 1 丁目から 3 丁目まで, 天志宮町, 天志東久保 1・2 丁目, 天志西条 1 丁目から 4 丁目まで, 天志伝十原町, 天志福浦町, 天志町
略	

別表 2 (第 2 条関係)

中学校通学区区域表	
中学校の名称	通学区
略	
吉浦中学校	吉浦小学校区
天志中学校	天志小学校区
略	

略	

別表 2 (第 2 条関係)

中学校通学区区域表	
中学校の名称	通学区
略	
吉浦中学校	吉浦小学校区
略	

別表 3 (第 2 条関係)

義務教育学校通学区区域表	
義務教育学校の名称	通学区
天志学園	天志塩谷町, 天志南町, 天志大浜 1 丁目から 3 丁目まで, 天志宮町, 天志東久保 1・2 丁目, 天志西条 1 丁目から 4 丁目まで, 天志伝十原町, 天志福浦町, 天志町

(呉市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正)

第 5 条 呉市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則 (令和 2 年呉市教育委員会規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改正前	改正後
(趣旨)		(趣旨)

<p>第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第2条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、<u>呉市立小学校</u>、<u>中学校</u>、<u>高等学校</u>の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、給特法第7条第1項に規定する方針に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第2条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、<u>呉市立の小学校</u>、<u>中学校</u>、<u>義務教育学校</u>及び<u>高等学校</u>の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、給特法第7条第1項に規定する方針に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p>
--	--

（呉市就学援助費支給規則の一部改正）

第6条 呉市就学援助費支給規則（昭和42年呉市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童生徒 <u>小学校又は中学校</u>（以下「<u>小中学校</u>」）という。）に在学している法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒であつて、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 呉市の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>イ 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条第1項の承諾を受けた者</p> <p>(2) 就学予定者 法第17条第1項又は第2項の規定により、<u>翌学年の初めから小中学校</u>に就学させらるべき者であつて、呉市の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>(3) 略</p> <p>(支給対象者)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童生徒 <u>小学校、中学校又は義務教育学校</u>（以下「<u>学校</u>」）という。）に在学している法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒であつて、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 呉市の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>イ 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条第1項の承諾を受けた者</p> <p>(2) 就学予定者 法第17条第1項又は第2項の規定により、<u>翌学年の初めから学校</u>に就学させらるべき者であつて、<u>呉市の住民基本台帳に記録されている者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(支給対象者)</p>

<p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、<u>委員会</u>が特に必要と認める者</p> <p>(就学援助費の種類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 児童生徒が<u>呉市立の小中学校</u>以外の<u>小中学校</u>に在学している者である場合は、第1項の規定にかかわらず、当該児童生徒の保護者に対しては、同項第5号から第7号までに掲げる就学援助費は支給しないものとする。</p> <p>5 児童生徒が<u>小中学校</u>の第1学年に在学している者である場合は、第1項の規定にかかわらず、当該児童生徒の保護者に対しては、同項第2号に掲げる就学援助費は支給しないものとする。</p> <p>6 略</p> <p>(申請)</p> <p>第5条 就学援助費の支給を受けようとする児童生徒又は就学予定者の保護者(以下「申請者」という。)は、就学援助費受給申請書(以下「受給申請書」という。)に必要な書類を添えて、当該申請者の児童生徒が在学している<u>小中学校</u>の長(以下「学校長」という。)又は就学予定者が入学する予定の学校長を経由して、委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、<u>委員会</u>が特に必要と認める者</p> <p>(就学援助費の種類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 児童生徒が<u>呉市立の学校</u>以外の<u>学校</u>に在学している者である場合は、第1項の規定にかかわらず、当該児童生徒の保護者に対しては、同項第5号から第7号までに掲げる就学援助費は支給しないものとする。</p> <p>5 児童生徒が<u>学校</u>の第1学年に在学している者である場合は、第1項の規定にかかわらず、当該児童生徒の保護者に対しては、同項第2号に掲げる就学援助費は支給しないものとする。</p> <p>6 略</p> <p>(申請)</p> <p>第5条 就学援助費の支給を受けようとする児童生徒又は就学予定者の保護者(以下「申請者」という。)は、就学援助費受給申請書(以下「受給申請書」という。)に必要な書類を添えて、当該申請者の児童生徒が在学している<u>学校</u>の長(以下「学校長」という。)又は就学予定者が入学する予定の学校長を経由して、委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、<u>呉市教育委員会</u>(以下「委員会」という。))が特に必要と認める者</p> <p>(就学援助費の種類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 児童生徒が<u>呉市立の小中学校</u>以外の<u>小中学校</u>に在学している者である場合は、第1項の規定にかかわらず、当該児童生徒の保護者に対しては、同項第5号から第7号までに掲げる就学援助費は支給しないものとする。</p> <p>5 児童生徒が<u>小中学校</u>の第1学年に在学している者である場合は、第1項の規定にかかわらず、当該児童生徒の保護者に対しては、同項第2号に掲げる就学援助費は支給しないものとする。</p> <p>6 略</p> <p>(申請)</p> <p>第5条 就学援助費の支給を受けようとする児童生徒又は就学予定者の保護者(以下「申請者」という。)は、就学援助費受給申請書(以下「受給申請書」という。)に必要な書類を添えて、当該申請者の児童生徒が在学している<u>小中学校</u>の長(以下「学校長」という。)又は就学予定者が入学する予定の学校長を経由して、委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>
--	--	--

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

呉市立天応小学校及び呉市立天応中学校を廃止し、義務教育学校として呉市立天応学園を設置することに伴い、所要の規定の整備等を行うため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市立小学校及び中学校通学区域審議会条例施行規則等の一部を  
改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

呉市立天応小学校及び呉市立天応中学校を廃止し、義務教育学校として呉市立天応学園を設置することに伴い、所要の規定の整備等を行うものです。

2 改正の内容

(1) 呉市立小学校及び中学校通学区域審議会条例施行規則

規則の題名を「呉市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例施行規則」に改め、並びに規定中の条例及び審議会の名称を改めます。

(2) 呉市教育委員会公印規則

呉市立学校印及び呉市立学校長印について、保管場所に義務教育学校を加え、個数を60個から59個に改めます。また、字句の訂正を行います。

(3) 呉市教育委員会事務局組織規則

規定中の審議会の名称を改めます。

(4) 呉市立小学校及び呉市立中学校通学区域に関する規則

規則の題名を「呉市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する規則」に改めるとともに、義務教育学校についての規定を加え、通学区域表のうち天応小学校及び天応中学校を除き、天応学園を設けます。また、広町の地番訂正に伴い、字句の訂正を行います。

(5) 呉市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

義務教育学校についての規定を加え、字句の訂正を行います。

(6) 呉市就学援助費支給規則

義務教育学校についての規定を加え、字句の訂正を行います。

3 施行期日

令和5年4月1日





教議第56号

呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則

第1条 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和32年呉市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、呉市立の小学校（以下「小学校」という。）<u>及び</u>中学校（以下「中学校」という。）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条に規定する学校の管理運営の基本的事項及び学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（自己評価）</p> <p>第2条の2 <u>小学校及び</u>中学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 前項の評価を行うに当たっては、<u>小学校及び</u>中学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。</p> <p>（学校関係者評価）</p> <p>第2条の3 <u>小学校及び</u>中学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童又は生徒の保護者その他の</p>	<p style="text-align: center;"><u>呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、呉市立の小学校（以下「小学校」という。）、<u>中学校</u>（以下「中学校」という。）<u>及び義務教育学校</u>（以下「義務教育学校」という。）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条に規定する学校の管理運営の基本的事項及び学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（自己評価）</p> <p>第2条の2 <u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>（以下「学校」という。）は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 前項の評価を行うに当たっては、<u>学校</u>は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。</p> <p>（学校関係者評価）</p> <p>第2条の3 <u>学校</u>は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童又は生徒の保護者その他の当該学校の関</p>

当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

（評価結果の報告）

第2条の4 小学校及び中学校は、第2条の2第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、呉市教育委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとする。

（情報の積極的な提供）

第3条 小学校及び中学校は、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

（校長に対する入学者等の通知）

第5条 令第7条の規定による就学予定者等の通知は、入学児童生徒一覧表を、当該小学校又は中学校（以下「小中学校」という。）の校長（以下「校長」という。）に交付することにより行う。

（通学区域）

第6条 令第5条第2項及び第6条の規定による小中学校の指定は、呉市立小学校及び呉市立中学校通学区域に関する規則（昭和28年呉市教育委員会規則第3号）の定めるところによる。

（区域外就学の届出）

第8条 略

2 呉市内に住所を有しない児童生徒等を小中学校に就学させようとする保護者は、区域外就学許可申請書を委員会に提出し、その許可を得るものとする。

（出席停止）

第13条 校長は、次に掲げる行為のいずれか又は2以上を繰り返し行う等性行不良であつて、他の児童の教育に妨げがあると

係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

（評価結果の報告）

第2条の4 学校は、第2条の2第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、呉市教育委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとする。

（情報の積極的な提供）

第3条 学校は、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

（校長に対する入学者等の通知）

第5条 令第7条の規定による就学予定者等の通知は、入学児童生徒一覧表を、当該小学校、中学校又は義務教育学校の校長（以下「校長」という。）に交付することにより行う。

（通学区域）

第6条 令第5条第2項及び第6条の規定による学校の指定は、呉市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する規則（昭和28年呉市教育委員会規則第3号）の定めるところによる。

（区域外就学の届出）

第8条 略

2 呉市内に住所を有しない児童生徒等を小学校、中学校又は義務教育学校に就学させようとする保護者は、区域外就学許可申請書を委員会に提出し、その許可を得るものとする。

（出席停止）

第13条 校長は、次に掲げる行為のいずれか又は2以上を繰り返し行う等性行不良であつて、他の児童又は生徒の教育に妨げ

認める児童又は他の生徒の教育に妨げがあると認める生徒の保護者に対して、児童又は生徒の出席停止を命じる必要があると認めるときは、速やかにその旨を委員会に報告しなければならない。

(1)～(4) 略

2～6 略

(出欠席の取扱い)

第14条 略

(1)・(2) 略

(3) 法第35条(法第49条において準用する場合を含む。)及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条の規定による出席停止

(4)～(8) 略

2～4 略

(学期及び休業日)

第16条 小中学校の学期は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2 小中学校における休業日は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

3・4 略

(臨時休業)

第17条 略

2 校長は、前項又は省令第63条の規定に基づき、授業を行わなかつたときは、速やかに臨時休業報告書(様式第9号)を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、全市的な災害等が予想される場合においては、臨時休業の措置を命ずることができる。

(教育課程の届出)

第20条 校長は、前条第1項の規定により編成した当該年度の教育課程について、4月20日までに教育課程に関する届(様式第10号、様式第10号の2、様式第11

があると認める児童又は生徒の保護者に対して、児童又は生徒の出席停止を命じる必要があると認めるときは、速やかにその旨を委員会に報告しなければならない。

(1)～(4) 略

2～6 略

(出欠席の取扱い)

第14条 略

(1)・(2) 略

(3) 法第35条(法第49条及び第49条の8において準用する場合を含む。)及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条の規定による出席停止

(4)～(8) 略

2～4 略

(学期及び休業日)

第16条 学校の学期は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2 学校における休業日は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

3・4 略

(臨時休業)

第17条 略

2 校長は、前項又は省令第63条(省令第79条及び第79条の8において準用する場合を含む。)の規定に基づき、授業を行わなかつたときは、速やかに臨時休業報告書(様式第9号)を委員会に提出しなければならない。

3 教育長は、全市的な災害等が予想される場合においては、臨時休業の措置を命ずることができる。

(教育課程の届出)

第20条 校長は、前条第1項の規定により編成した当該年度の教育課程について、教育課程に関する届(様式第10号、様式第10号の2、様式第11号、様式第11号

号，様式第11号の2，様式第11号の3及び様式第11号の4)を，委員会に提出しなければならない。

2 略

(教材の使用)

第22条 小中学校において，教育活動の一環として使用する教科書以外の図書その他の教材（以下「教材」という。）で有益適切と認めるものについては，進んでこれを効果的に使用し，教育内容の充実を図るものとする。

(教材の経済的負担)

第23条 小中学校において，教材の選定に当たっては，保護者の経済的負担が過重にならないよう考慮しなければならない。

(教材の承認)

第24条 小中学校において，教科書が発行されていない教科の主たる教材として教科用図書を使用しようとするとき又は特別活動及び総合的な学習の時間の主たる教材として，図書を計画的かつ継続的に使用しようとするときは，校長は，あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

2 略

(教材の届出)

第25条 小中学校において，学年又は学級若しくは特定の集団に，次に掲げる教材を14日以上にわたって計画的かつ継続的に使用させようとするときは，校長は，あらかじめ委員会に届け出なければならない。

(1)・(2) 略

2 略

(行事)

第26条 小中学校において，教育活動の一環として行う行事（以下「行事」という。）については，周到な計画の基に実施し，特に児童又は生徒の保健及び安全のため適切な措置を講じることに努めなければならない。

の2，様式第11号の3及び様式第11号の4)を，委員会に提出しなければならない。

2 略

(教材の使用)

第22条 学校において，教育活動の一環として使用する教科書以外の図書その他の教材（以下「教材」という。）で有益適切と認めるものについては，進んでこれを効果的に使用し，教育内容の充実を図るものとする。

(教材の経済的負担)

第23条 学校において，教材の選定に当たっては，保護者の経済的負担が過重にならないよう考慮しなければならない。

(教材の承認)

第24条 学校において，教科書が発行されていない教科の主たる教材として教科用図書を使用しようとするとき又は特別活動及び総合的な学習の時間の主たる教材として，図書を計画的かつ継続的に使用しようとするときは，校長は，あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

2 略

(教材の届出)

第25条 学校において，学年又は学級若しくは特定の集団に，次に掲げる教材を14日以上にわたって計画的かつ継続的に使用させようとするときは，校長は，あらかじめ委員会に届け出なければならない。

(1)・(2) 略

2 略

(行事)

第26条 学校において，教育活動の一環として行う行事（以下「行事」という。）については，周到な計画のもとに実施し，特に児童又は生徒の保健及び安全のため適切な措置を講じることに努めなければならない。

2～5 略

(履修教科の特別措置)

第27条 校長は、省令第54条(省令第79条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、教科履修に関し児童又は生徒の心身の状況に適合するよう特別の措置をしようとするときは、あらかじめ児童又は生徒の保護者の意見を聴くものとする。

(卒業証書)

第29条 省令第58条(省令第79条において準用する場合を含む。)の卒業証書は、様式第19号のとおりとする。

(職員及びその職務)

第30条 小中学校に校長、教頭、教諭、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。

2 前項の職員のほかに必要があるときは、小中学校に主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員、助教諭、養護助教諭その他の職員を置く。

3 略

第30条の6 小中学校に必要があるときは、栄養主幹、栄養主任又は栄養士を置く。

2・3 略

第30条の7 小中学校に必要があるときは、総括事務長、事務長、事務主幹、事務主任又は主事を置く。

2～9 略

第30条の8 小中学校に必要があるときは、学校付を置くことができる。

2・3 略

第30条の9 小中学校に必要があるときは、非常勤講師を置くことができる。

2 略

(共同事務センター)

第30条の10 小中学校の庶務、会計、管財等に関する事務を処理するため、小中学校に共同事務センター(以下「センター」という。)を置く。

2～5 略

(履修教科の特別措置)

第27条 校長は、省令第54条(省令第79条及び第79条の8において準用する場合を含む。)の規定に基づき、教科履修に関し児童又は生徒の心身の状況に適合するよう特別の措置をしようとするときは、あらかじめ児童又は生徒の保護者の意見を聴くものとする。

(卒業証書)

第29条 省令第58条(省令第79条及び第79条の8において準用する場合を含む。)の卒業証書は、様式第19号のとおりとする。

(職員及びその職務)

第30条 学校に校長、教頭、教諭、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。

2 前項の職員のほかに必要があるときは、学校に主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員、助教諭、養護助教諭その他の職員を置く。

3 略

第30条の6 学校に必要があるときは、栄養主幹、栄養主任又は栄養士を置く。

2・3 略

第30条の7 学校に必要があるときは、総括事務長、事務長、事務主幹、事務主任又は主事を置く。

2～9 略

第30条の8 学校に必要があるときは、学校付を置くことができる。

2・3 略

第30条の9 学校に必要があるときは、非常勤講師を置くことができる。

2 略

(共同事務センター)

第30条の10 学校の庶務、会計、管財等に関する事務を処理するため、共同事務センター(以下「センター」という。)を置く。

2 センターを置く小中学校（以下「設置校」という。）及び当該センターが前項に規定する事務の処理を受け持つ小中学校（以下「関連校」という。）は、教育長が別に定める。

3～7 略

（教務主任等）

第32条 小中学校に教務主任、学年主任及び保健主事を置く。ただし、特別の事情があるときは、これらを置かないことができる。

2～4 略

5 中学校に生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、特別の事情があるときは、生徒指導主事を置かないことができる。

6・7 略

8 校長は、前各項に規定する主任等のほか、必要があるときは、小中学校に校務を分担する主任等を置くことができる。

（司書教諭）

第33条の2 小中学校に司書教諭を置く。

2～4 略

（学校評議員）

第35条の2 小学校及び中学校に学校評議員を置く。

2～4 略

（施設、設備等の管理）

第38条 校長は、教育効果をあげるため、常に当該小中学校の施設、設備等の保全管理に努め、その関係表簿を整備しておかなければならない。

2 校長は、当該小中学校の施設、設備等の保全、取得、処分又は変更について委員会に意見を申し出ることができる。

（警備業務の委託）

第41条の2 委員会は、前条の規定にかかわらず、小中学校の日祝日及び夜間等における管理を警備を業とする第三者に委託することができる。

2 センターを置く学校（以下「設置校」という。）及び当該センターが前項に規定する事務の処理を受け持つ学校（以下「関連校」という。）は、教育長が別に定める。

3～7 略

（教務主任等）

第32条 学校に教務主任、学年主任及び保健主事を置く。ただし、特別の事情があるときは、これらを置かないことができる。

2～4 略

5 中学校及び義務教育学校に生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、特別の事情があるときは、生徒指導主事を置かないことができる。

6・7 略

8 校長は、前各項に規定する主任等のほか、必要があるときは、学校に校務を分担する主任等を置くことができる。

（司書教諭）

第33条の2 学校に司書教諭を置く。

2～4 略

（学校評議員）

第35条の2 学校に学校評議員を置く。

2～4 略

（施設、設備等の管理）

第38条 校長は、教育効果をあげるため、常に当該学校の施設、設備等の保全管理に努め、その関係表簿を整備しておかなければならない。

2 校長は、当該学校の施設、設備等の保全、取得、処分又は変更について委員会に意見を申し出ることができる。

（警備業務の委託）

第41条の2 委員会は、前条の規定にかかわらず、学校の日祝日及び夜間等における管理を警備を業とする第三者に委託することができる。

(備付表簿及び保存期間)

第42条 小中学校において、備え付けなければならない表簿は、法令に定めるもののほか次に掲げるとおりとする。

(1)～(15) 略

2 略

(報告事項)

第43条 略

2 校長は、次の表の左欄に掲げる場合には、速やかに、それぞれ当該右欄に掲げる様式により、委員会に報告しなければならない。

略	
(4) <u>小中学校</u> において火災、風水害、盗難等の被害があつたとき。	様式第24号
略	

3 略

(備付表簿及び保存期間)

第42条 学校において、備え付けなければならない表簿は、法令に定めるもののほか次に掲げるとおりとする。

(1)～(15) 略

2 略

(報告事項)

第43条 略

2 校長は、次の表の左欄に掲げる場合には、速やかに、それぞれ当該右欄に掲げる様式により、委員会に報告しなければならない。

略	
(4) <u>学校</u> において火災、風水害、盗難等の被害があつたとき。	様式第24号
略	

3 略

第2条 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号の様式中「学校長」を「校長」に改める。

様式第3号から様式第6号までを次のように改める。

令和 年 月 日

保護者 氏 名 様

呉市教育委員会 印

出 席 督 促 書

次の者は、出席状況が良好でないため、出席させてください。

なお、引き続き出席させない場合には、学校教育法第144条(罰則)の規定が適用されます。

現住所

呉市立

学年

児童(生徒)氏

名 (平成(令和) 年 月 日生)

備考 生年月日に係る部分は、外国人の場合にあつては、「平成(令和) 年 月 日生」とあるのは、「 年 月 日生」と読み替えるものとし、住民票の生年月日の記載方式により記載するものとする。



		呉教安命令第	号
		令和	年 月 日
出席停止通知書			
保護者 氏 名 様			
呉市教育委員会 印			
学校教育法	{	第35条第1項 第49条及び第49条の8において準用する同法第35条第1項	}の規
定に基づき、次のとおり出席を停止する。			
1	児童生徒氏名	平成（令和）	年 月 日生
2	住 所		
3	学 校 名		
4	学年及び組		
5	保護者氏名		
6	出席停止期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
7	出席停止の理由		

備考 生年月日に係る部分は、外国人の場合にあつては、「平成 年 月 日生」とあるのは、「 年 月 日生」と読み替えるものとし、住民票の生年月日の記載方式により記載するものとする。

呉教安命令第 号  
令和 年 月 日

出席停止解除通知書

保護者 氏 名 様

呉市教育委員会 印

令和 年 月 日付け呉教安命令第 号の通知による出席停止について、呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則第13条第4項の規定に基づき、令和 年 月 日付けをもって、これを解除する。

- 1 児童生徒氏名 平成（令和） 年 月 日生
- 2 住 所
- 3 学 校 名
- 4 学年及び組
- 5 保護者氏名
- 6 出席停止解除理由

備考 生年月日に係る部分は、外国人の場合にあつては、「平成 年 月 日生」とあるのは、「 年 月 日生」と読み替えるものとし、住民票の生年月日の記載方式により記載するものとする。

令和 年 月 日

呉市教育委員会様

呉市立 校長 氏 名

令和 年度呉市立 全課程修了者報告書

別添の者が小(中・義務教育)学校(前期課程・後期課程)の全課程を修了したので、学校教育法施行令第22条の規定により、報告します。

1 卒業証書授与 令和 年 月 日

2 卒業(修了)者数 男子 名 計 名  
女子 名

別添

小(中・義務教育)学校(前期課程・後期課程)全課程修了者名簿

号	氏名	性別	入学年度	現住所	保護者名	備考

様式第7号から様式第9号までの様式中「学校長」を「校長」に改める。  
様式第10号から様式第13号までを次のように改める。

令和 年 月 日

呉市教育委員会様

呉市立 校長 氏 名

教育課程に関する届

令和 年度の教育課程を次のとおり編成するので、届け出ます。

- 1 教育目標・強調する具体目標及び目標達成のための実施計画
- 2 年間授業時数

区 分		年 間 授 業 時 数						
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
教 科	国 語			( )	( )	( )	( )	
	社 会	/	/					
	算 数	/	/					
	理 科	/	/					
	生 活	/	/	/	/	/	/	
	音 楽							
	図 画 工 作							
	家 庭	/	/	/	/			
	体 育			( )	( )	( )	( )	
	外 国 語	/	/	/	/			
特 別 の 教 科 道 徳								
外 国 語 活 動								
総 合 的 な 学 習 の 時 間								
特 別 活 動	学 級 活 動							
	児 童 会 活 動	- ( )	- ( )	- ( )	- ( )	- ( )	- ( )	
	ク ラ ブ 活 動	- ( )	- ( )	- ( )	- ( )	- ( )	- ( )	
	学 校 行 事	儀 式 的 行 事	- ( )	- ( )	- ( )	- ( )	- ( )	- ( )
		文 化 的 行 事	- ( )	- ( )	- ( )	- ( )	- ( )	- ( )
		健 康 安 全 ・ 体 育 的 行 事	- ( )	- ( )	- ( )	- ( )	- ( )	- ( )
		遠 足 ・ 集 団 宿 泊 的 行 事	- ( )	- ( )	- ( )	- ( )	- ( )	- ( )
		勤 労 生 産 ・ 奉 仕 的 行 事	- ( )	- ( )	- ( )	- ( )	- ( )	- ( )
計		( )	( )	( )	( )	( )	( )	
備 考								

- 備考
- 1 国語の欄の ( ) については、毛筆を使用する書写の指導の時数を内数で記入すること。
  - 2 体育の欄の ( ) については、保健領域の時数を内数で記入すること。
  - 3 特別活動のうち、児童会活動、クラブ活動及び学校行事に充てる授業時数は、( ) 内に記入すること。
  - 4 教育課程の変更に関する届出は、この様式に準じて作成すること。

様式第10号の2 (第20条関係)

令和 年 月 日

呉市教育委員会様

呉市立 校長 氏 名

教育課程に関する届

令和 年度の教育課程を次のとおり編成するので、届け出ます。

- 1 教育目標・強調する具体目標及び目標達成のための実施計画
- 2 年間授業時数

区 分		年 間 授 業 時 数						
		第1(7)学年		第2(8)学年		第3(9)学年		
		必修教科	選択教科	必修教科	選択教科	必修教科	選択教科	
教 科	国 語	( [ ] )		( [ ] )		( [ ] )		
	社 会							
	数 学							
	理 科							
	音 楽							
	美 術							
	保 健 体 育	( )		( )		( )		
	技 術 ・ 家 庭							
	外 国 語							
特 別 の 教 科 道 徳								
総 合 的 な 学 習 の 時 間								
特 別 活 動	学 級 活 動							
	生 徒 会 活 動	— ( )		— ( )		— ( )		
	学 校 行 事	儀 式 的 行 事	— ( )		— ( )		— ( )	
		文 化 的 行 事	— ( )		— ( )		— ( )	
		健 康 安 全 ・ 体 育 的 行 事	— ( )		— ( )		— ( )	
		旅 行 ・ 集 団 宿 泊 的 行 事	— ( )		— ( )		— ( )	
		勤 労 生 産 ・ 奉 仕 的 行 事	— ( )		— ( )		— ( )	
計	( )		( )		( )			
備 考								

備考 1 国語の欄の( )については、書写の時間数を内数で記入すること。また、[ ]については、毛筆を使用する書写の指導の時間を内数で記入すること。

2 保健体育の欄の( )については、保健分野の時間を記入すること。

3 備考欄には選択教科の運営について、その要点を記入すること。

4 特別活動のうち、生徒会活動及び学校行事に充てる授業時数は、( )内に記入すること。

5 教育課程の変更に関する届出は、この様式に準じて作成すること。

令和 年 月 日

呉市教育委員会様

呉市立 校長 氏 名

複式学級の教育課程に関する届

令和 年度の教育課程を次のとおり編成するので、届け出ます。

学級	担 任	学年	児 童 (生徒) 数	学年の枠を外して行う教科		
				教科名	週当たり時数	使用教科書、資料書

- 備考 1 この届は、複式学級において学年別の順序によらない特別の教育課程を編成する教科についてのみ作成すること。
- 2 使用教科書欄には、使用教科書名及びその学年について記入すること。

呉市教育委員会様

令和 年 月 日

呉市立 校長 氏 名

特別支援学級の教育課程に関する届

令和 年度の教育課程 (授業時数) を次のとおり編成するので、届け出ます。

障害種別： \_\_\_\_\_ 学年： \_\_\_\_\_

児童氏名： \_\_\_\_\_

(1) 小学校 (前期課程) の教育課程に「自立活動」を取り入れたもの
(2) 小学校 (前期課程) の教育課程を下学年の内容に替えたもの
(3) 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたもの

指導内容		
教科等	授業時数	年間指導時数 週当たり時数
各教科	国語 ( 年)	
	社会 ( 年)	
	算数 ( 年)	
	理科 ( 年)	
	生活 ( 年) (1), (2)の場合のみ	
	生活 (3)の場合のみ	
	音楽 ( 年)	
	図画工作 ( 年)	
	体育 ( 年)	
	家庭 ( 年)	
	外国語	
	特別の教科 道徳	
特別活動		
総合的な学習の時間		
外国語活動		
自立活動		
計		

指導形態				
教科等	授業時数	年間指導時数	週当たり時数	交流及び共同学習
各教科等を合わせた指導	生活単元学習			
	日常生活の指導			
各教科	国語			
	社会			
	算数			
	理科			
	生活 (1), (2)の場合のみ			
	生活 (3)の場合のみ			
	音楽			
	図画工作			
	体育			
	家庭			
外国語				
特別の教科 道徳				
特別活動				
総合的な学習の時間				
外国語活動				
自立活動				
計				

※「各教科等を合わせた指導」は(3)の場合のみ記入

※「外国語」「外国語活動」は学年又は教育課程に合わせて記入



令和 年 月 日

呉市教育委員会様

呉市立 校長 氏 名

特別支援学級の教育課程に関する届

令和 年度の教育課程 (授業時数) を次のとおり編成するので、届け出ます。

障害種別: \_\_\_\_\_

学年: \_\_\_\_\_

生徒氏名: \_\_\_\_\_

(1) 中学校 (後期課程) の教育課程に「自立活動」を取り入れたもの
(2) 中学校 (後期課程) の教育課程を下学年の内容に替えたもの
(3) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたもの

指導内容		年間指導時数	週当たり時数
授業時数	教科等		
各教科	国語 ( 年)		
	社会 ( 年)		
	数学 ( 年)		
	理科 ( 年)		
	音楽 ( 年)		
	美術 ( 年)		
	体育 ( 年)		
	技術・家庭 ( 年) (1), (2)の場合のみ		
	職業・家庭 (3)の場合のみ		
	外国語 ( 年)		
特別の教科 道徳			
特別活動			
総合的な学習の時間			
自立活動			
計			

指導形態		年間指導時数	週当たり時数	交流及び共同学習
教科等	授業時数			
各教科等を合わせた指導	生活単元学習			
	日常生活の指導			
	作業学習			
各教科	国語			
	社会			
	数学			
	理科			
	音楽			
	美術			
	体育			
	技術・家庭 (1), (2)の場合のみ			
職業・家庭 (3)の場合のみ				
外国語				
特別の教科 道徳				
特別活動				
総合的な学習の時間				
自立活動				
計				

※「各教科等を合わせた指導」は(3)の場合のみ記入

様式第11号の4 (第20条関係)

令和 年 月 日  
 呉市教育委員会様  
 呉市立 校長 氏 名

合科授業を行う教科学習の教育課程に関する届  
 令和 年度の教育課程を次のとおり編成するので、届け出ます。

学級数	担 任	学 年	児童数	合科授業を行う教科		
				教科名	週当たり時数	計 画 の 大 要

様式第12号 (第24条関係)

令和 年 月 日		呉市教育委員会様	
呉市立		校長 氏 名	
教材使用承認願			
次の教材を使用したいので、承認くださるようお願いいたします。			
教材を使用する教科等		使用の目的及び理由	
教材の名称		使用単位 (学年学級等)	
編著者名		使用部数	
発行所名		使用期間	自 令和 年 月 日
購入価格			至 令和 年 月 日
備考			

- 備考 1 2部提出すること。  
 2 備考欄には使用に当たり検討したこと(期日及び内容等)を記入すること。

様式第13号 (第25条関係)

令和 年 月 日

呉市教育委員会様

呉市立

校長 氏 名

教 材 使 用 届

次の教材を使用したいので、届け出ます。

なお、校内教材採択委員会を令和 年 月 日 ( ) に開催し、学習指導要領に基づいて記述されていることを検討した上で、採択しました。

校 番	教 科	教 材 名	教 材 の 内 容	発 行 所 名	購 入 価 格		使 用 目 的	使 用 単 位 (学年学級等)	使 用 部 数	使 用 期 間		
					単 価	冊 数				自 至	日 月 日	
										令 和	年 年	日 月 日
										令 和	年 年	日 月 日
										令 和	年 年	日 月 日
										令 和	年 年	日 月 日
										令 和	年 年	日 月 日
										令 和	年 年	日 月 日

様式第14号から様式第18号までの様式中「学校長」を「校長」に改める。  
様式第19号を次のように改める。

小(中・義務教育)学校の全課程を修了したことを証する		校印		卒業証書		割印
		平成(令和) 年 月 日生	氏 名	第 号	第 号	
令和 年 月 日	校長 氏	校印		卒業証書		割印
広島県呉市立	名 氏	校印		卒業証書		割印
名 氏	名 氏	校印		卒業証書		割印

備考 生年月日に係る部分は、外国人の場合にあつては、「平成(令和) 年 月 日生」とあるのは、「 年 月 日生」と読み替えるものとし、住民票の生年月日の記載方式により記載するものとする。

様式第20号から様式第26号までの様式中「学校長」を「校長」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

義務教育学校として呉市立天応学園を設置することに伴い、所要の規定の整備等を行うため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部  
を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

呉市立天応小学校及び呉市立天応中学校を廃止し、義務教育学校として呉市立天応学園を設置することに伴い、所要の規定の整備等を行うものです。

2 改正の内容

(1) 規則の題名を「呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則」に改めます。

(2) 義務教育学校についての規定を加えます。

《改正の例》

「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

「小中学校」と総称しているのを「学校」に改める。

「法第49条の8」及び「省令第79条の8」が適用される。

(3) 規定中の他の規則の名称を改めるなど、字句の訂正を行います。

(4) 様式中の「学校長」を「校長」に改めるなど、修正を行います。

3 施行期日

令和5年4月1日



教議第57号

呉市教育委員会就業規程等の一部を改正する訓令の制定について  
呉市教育委員会就業規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

呉市教育委員会就業規程等の一部を改正する訓令  
(呉市教育委員会就業規程の一部改正)

第1条 呉市教育委員会就業規程(平成元年呉市教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

受訓先として次のように加える。

呉市立義務教育学校

(呉市公立学校の校長に対する事務委任規程の一部改正)

第2条 呉市公立学校の校長に対する事務委任規程(昭和51年呉市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

受訓先として次のように加える。

呉市立義務教育学校

(呉市立学校教職員服務規程の一部改正)

第3条 呉市立学校教職員服務規程(昭和32年呉市教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

受訓先として次のように加える。

呉市立義務教育学校

第1条中「小中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

様式第2号から様式第4号まで、様式第6号、様式第6号の2、様式第7号の2、様式第8号の2及び様式第12号中「学校長」を「校長」に改める。

(呉市立学校職員の服務に関する規程の一部改正)

第4条 呉市立学校職員の服務に関する規程(昭和51年呉市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「小中学校」を「小学校、中学校、義務教育学校」に改める。

(呉市立小中学校事務処理等規程の一部改正)

第5条 呉市立小中学校事務処理等規程(平成18年呉市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

受訓先として次のように加える。

呉市立義務教育学校

題名を次のように改める。

呉市立小学校、中学校及び義務教育学校事務処理等規程

第1条中「呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則」を「呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則」に改める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

義務教育学校として呉市立天応学園を設置することに伴い、所要の規定の整備等を行うため、この訓令案を提出する。

## 議案資料 呉市教育委員会就業規程等の一部を改正する訓令の制定について

### 1 改正の趣旨

呉市立天応小学校及び呉市立天応中学校を廃止し，義務教育学校として呉市立天応学園を設置することに伴い，所要の規定の整備等を行うものです。

### 2 改正の内容

#### (1) 呉市教育委員会就業規程

受訓先として，呉市立義務教育学校を加えます。

#### (2) 呉市公立学校の校長に対する事務委任規程

受訓先として，呉市立義務教育学校を加えます。

#### (3) 呉市立学校教職員服務規程

受訓先として呉市立義務教育学校を加え，規定中の「小中学校」を「小学校，中学校及び義務教育学校」に改めるとともに，一部の様式中「学校長」を「校長」に改めます。

#### (4) 呉市立学校職員の服務に関する規程

規定中の「小中学校」を「小学校，中学校，義務教育学校」に改めます。

#### (5) 呉市立小中学校事務処理等規程

受訓先として呉市立義務教育学校を加え，訓令の題名を「呉市立小学校，中学校及び義務教育学校事務処理等規程」に改めるとともに，規定中の他の規則の名称を改めます。

### 3 施行期日

令和5年4月1日



教議第58号

呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則

呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則（平成19年呉市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育長に委任する事務)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号及び第4条第1項各号に掲げる事務及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により呉市長の補助機関たる職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 請願、<u>不服申立て及び訴訟に関する</u>こと。</p> <p>(12)～(19) 略</p>	<p>(教育長に委任する事務)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号及び第4条第1項各号に掲げる事務並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により呉市長の補助機関たる職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 請願、<u>審査請求（委員会が行った処分等に対するものに限る。）及び訴訟に関する</u>こと。</p> <p>(12)～(19) 略</p>
<p>2 略</p> <p>(教育長に臨時に代理させる事務)</p> <p>第3条 委員会は、前条第1項各号に掲げる事項に関する事務について、緊急に処理する必要がある場合において、委員会の会議を開くことができないとき又は招集するいとまのないときは、<u>教育長に臨時に代理させる</u>ことができる。</p>	<p>2 略</p> <p>(教育長の臨時代理)</p> <p>第3条 教育長は、前条第1項各号に掲げる事項に関する事務について、緊急に処理する必要がある場合において、委員会の会議を開くことができないとき又は招集するいとまのないときは、<u>当該事務を臨時に代理する</u>ことができる。</p>
<p>2 略</p> <p>(教育長に専決させる事務)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる事項に関する事務は、教育長に専決させる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>非常勤職員</u>（地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職にある者をい</p>	<p>2 略</p> <p>(教育長に専決させる事務)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる事項に関する事務は、教育長に専決させる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>嘱託職員</u>（地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職にある者をいう。）、</p>

<p>う。)及び臨時的任用職員(同法第22条第2項の規定により任用される者をいう。)の任免に関すること。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 呉市情報公開条例(平成11年呉市条例第1号)及び呉市個人情報保護条例(平成6年呉市条例第1号)に関すること。</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>2 略</p>	<p>会計年度任用職員(同法第22条の2第1項第1号に規定する職員をいう。)及び臨時的任用職員(同法第22条の3第4項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号の規定により任用される職員をいう。)の任免等に関すること。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 呉市情報公開条例(平成11年呉市条例第1号)及び呉市個人情報保護条例(平成19年呉市条例第2号)に関すること。</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(12) 就学援助費及び就学奨励費の支給に関すること。</p> <p>(13) 児童生徒(高校の生徒を除く。)の就学、転退学及び出席に関すること。</p> <p>(14) 教材及び学校行事に関すること。</p> <p>(15) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

法改正への対応等により教育委員会と教育長の職務権限を整理して事務の改善を図るほか、所要の規定を整備するため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する  
規則の制定について

1 改正の趣旨

法改正への対応等により教育委員会と教育長の職務権限を整理して事務の改善を図るほか、所要の規定を整備するものです。

2 改正の内容

- (1) 行政不服審査法の制定と、その解釈等が整備されたことに伴い、教育委員会会議での議決事項である「不服申立て」を「審査請求（委員会が行った処分等に対するものに限る。）」に改めます。
- (2) 地方公務員法改正に伴い、「非常勤職員」を「嘱託職員」及び「会計年度任用職員」に改め、任用の根拠法等を訂正します。
- (3) 教育長が専決する事務に、「就学援助費及び就学奨励費の支給に関すること。」「児童生徒（高校の生徒を除く。）の就学、転退学及び出席に関すること。」「教材及び学校行事に関すること。」を加えます。
- (4) その他、字句の訂正を行います。

3 施行期日

公布の日





教議第59号

呉市教育委員会職名及び辞令式規則等の一部を改正する規則の制定について

呉市教育委員会職名及び辞令式規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市教育委員会職名及び辞令式規則等の一部を改正する規則  
(呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部改正)

第1条 呉市教育委員会職名及び辞令式規則(昭和46年呉市教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
第3条 学校関係職員の職名は、次のとおりとする。 校長 <u>園長</u> 教頭 主幹教諭 指導教諭 教諭 養護教諭 主事 技師 助教諭 実習助手			第3条 学校関係職員の職名は、次のとおりとする。 校長  教頭 主幹教諭 指導教諭 教諭 養護教諭 主事 技師 助教諭 実習助手		
別表(第6条, 第7条, 第9条関係)			別表(第6条, 第7条, 第9条関係)		
異動の種類		異動用語記入方法	異動の種類		異動用語記入方法
種類	意味		種類	意味	
1	採用	略	1	採用	略
		(1) 略 (2) 教員等に採用する場合 「(〇〇法第〇条第〇項の規定により) 呉市立〇〇学校校長 ( <u>園長</u> , 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 助教諭, 実習助手)に採用する (任期は〇〇年〇			(1) 略 (2) 教員等に採用する場合 「(〇〇法第〇条第〇項の規定により) 呉市立〇〇学校校長 (教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 助教諭, 実習助手)に採用する (任期は〇〇年〇〇月〇〇日までとす

	○月○○日までとする) ○○職給料表○級 ○号給(特に○○ 円)を支給する」 (3)～(7) 略
略	

	る) ○○職給料表○級 ○号給(特に○○ 円)を支給する」 (3)～(7) 略
略	

(呉市立学校施設使用規則の一部改正)

第2条 呉市立学校施設使用規則(昭和40年呉市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用の手続)</p> <p>第2条 学校施設を使用しようとする者は、使用日の前5日までに学校施設使用許可申請書(以下「申請書」という。)を当該学校の校長又は園長(以下「校長等」という。)に提出し、呉市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。ただし、委員会が必要と認めた場合は、使用日までに申請書を提出することができる。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 校長等は、使用期間が3日未満の使用の許可の申請にあつては、第1項の規定による許可の決定を専決するものとする。ただし、異例若しくは疑義又は特に重要と認められるものについては、この限りでない。</p> <p>4 校長等は、前項の専決をした場合は、直ちに委員会に報告しなければならない。</p> <p>(検査及び損害賠償)</p> <p>第10条 使用者は、当該学校施設の管理その他の取締りを行い、使用後は、直ちに当該学校施設を原状に回復し、清掃の上、校長等の検査を受けなければならない。</p>	<p>(使用の手続)</p> <p>第2条 学校施設を使用しようとする者は、使用日の前5日までに学校施設使用許可申請書(以下「申請書」という。)を当該学校の校長(以下「校長」という。)に提出し、呉市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。ただし、委員会が必要と認めた場合は、使用日までに申請書を提出することができる。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、使用期間が3日未満の使用の許可の申請にあつては、第1項の規定による許可の決定を専決するものとする。ただし、異例若しくは疑義又は特に重要と認められるものについては、この限りでない。</p> <p>4 校長は、前項の専決をした場合は、直ちに委員会に報告しなければならない。</p> <p>(検査及び損害賠償)</p> <p>第10条 使用者は、当該学校施設の管理その他の取締りを行い、使用後は、直ちに当該学校施設を原状に回復し、清掃の上、校長の検査を受けなければならない。</p>

(呉市学校給食共同調理場条例施行規則の一部改正)

第3条 呉市学校給食共同調理場条例施行規則(平成17年呉市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(給食の対象)	(給食の対象)
第2条 共同調理場は、それぞれ別表に掲げる学校に在籍する児童、 <u>生徒及び幼児</u> に対し給食を実施する。	第2条 共同調理場は、それぞれ別表に掲げる学校に在籍する児童 <u>及び生徒</u> に対し給食を実施する。
2 略	2 略
(運営委員会の設置及び組織)	(運営委員会の設置及び組織)
第5条 略	第5条 略
2 略	2 略
(1) 当該共同調理場が給食を実施する学校の校長 <u>又は園長</u>	(1) 当該共同調理場が給食を実施する学校の校長
(2)～(4) 略	(2)～(4) 略
3 略	3 略

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### (提案理由)

学校職員の職名等について、規定の整理をするため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市教育委員会職名及び辞令式規則等の一部を改正する規則の  
制定について

1 改正の趣旨

学校職員の職名等について、規定の整理を行うものです。

2 改正の内容

(1) 呉市教育委員会職名及び辞令式規則

「園長」の職名を削除します。

(2) 呉市立学校施設使用規則

「園長」の語を削除し、それに関係する字句を訂正します。

(3) 呉市学校給食共同調理場条例施行規則

「園長」及び「幼児」の語を削除し、それに関係する字句を訂正します。

3 施行期日

公布の日

報告第36号

呉市立天応学園の校歌及び校章について

教育総務課

呉市立天応学園の校歌及び校章について、令和4年12月1日開催の天応地区義務教育学校開校準備委員会で別紙のとおり決定した。

{

1 校歌

天応学園校歌

作詞 友井 輝道  
作曲 奥村 愛

一 緑の萌える 天狗城

笑顔あふれる 学び舎に

未来の希望を 抱きつつ

学びの道を 励み行け

ああ天応 わが母校 天応学園

二 朝日に映える 城の山

永遠の記憶が 眠る丘

我らが理想を 探りつつ

親和の心 育て行け

ああ天応 わが母校 天応学園

三 清き流れる 大屋川

小さなせせらぎ 瀬戸の海に

大きな夢を 拓きつつ

正しき心 磨き行け

ああ天応 わが母校 天応学園

2 校章



